

茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表

新	旧
風水害対策計画	
P 4 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 3 節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 1 地形及び気象 (略) 相模川の流域は、神奈川県と山梨県の両県にまたがり、幹川流路延長は<u>1 1 3 k m</u>、流域面積は1, 6 8 0 k m²、<u>流域内人口は1 3 3 万人</u>で、両県における社会経済の基盤を成しています。 (略) (2) 気象概要 本市の気象は、年間を通じて比較的穏やかで、平成■年■年の平均気温は■度、1 月～2 月も平均気温■度であり、冬も割合温暖です。 また、年間降水量は、■, ■■■mm程度で、5 月～6 月、9 月～1 0 月に多雨であり、湿度は梅雨時期から夏期にかけて高く、冬期から春先にかけては乾燥しています。 (■は別途追加、以下同様)	P 4 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 3 節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 1 地形及び気象 (略) 相模川の流域は、神奈川県と山梨県の両県にまたがり、幹川流路延長は<u>1 0 9 k m</u>、流域面積は1, 6 8 0 k m²で、両県における社会経済の基盤を成しています。 (略) (2) 気象概要 本市の気象は、年間を通じて比較的穏やかで、平成<u>2 3</u>年の平均気温は<u>1 6 . 1</u>度、1 月～2 月も平均気温<u>4 ～7</u>度であり、冬も割合温暖です。 また、年間降水量は、<u>1, 3 3 0</u>mm程度で、5 月～6 月、9 月～1 0 月に多雨であり、湿度は梅雨時期から夏期にかけて高く、冬期から春先にかけては乾燥しています。
P 5 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 3 節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第 2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、平成2 9 年■月■日現在■■■, ■■■人であり、1 k m²当たりの人口密度は、およそ■, ■■■です。	P 5 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 3 節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第 2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、平成2 7 年9 月1 日現在<u>2 3 8, 6 2 9</u>人であり、1 k m²当たりの人口密度は、およそ<u>6, 6 8 4</u>人です。

新						旧					
P 6 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 4 節 被害想定 第 1 災害履歴 1 主要洪水一覧表（相模川）						P 6 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 4 節 被害想定 第 1 災害履歴 1 相模川の主要洪水一覧表					
年・月	原因	最高水位 神川橋 (m)	最大流量 神川橋 (m³/s)	総雨量 (mm)	被害状況	年・月	原因	最高水位 神川橋 (m)	最大流量 神川橋 (m³/s)	総雨量 (mm)	被害状況
昭和 54 年 10 月	台風 20 号	3.61	3.966	153.0	・平塚市札幌町の須賀港 上流部で床下浸水 2 棟、 馬入排水路付近で排水不良のため 38 戸が床下浸水	(略)					
平成 57 年 8 月	台風 10 号	7.14	5239.49	683.0	・神川橋で既往最高水位 を記録 ・平塚市馬入地先で内水 氾濫と本川溢水により 37 戸が浸水 ・須賀地先では本川溢水 により 15 戸が浸水						
昭和 57 年 9 月	台風 18 号	6.44	2979.28	497.0	・平塚市の久領堤で 3 戸 が浸水						
昭和 58 年 8 月	台風 5 号、6 号	6.11	2990.94	1085.0	・相模川上流石割で 1,085 mm を記録、神川橋で警戒 水位超過時間が 55 時間 継続 ・河川施設 1 箇所が被災						
昭和 60 年 7 月	台風 6 号	5.96	2475.34	333.0	・神川橋で警戒水位を超 過 ・河川施設 3 箇所が被災						

新						旧	
(略)							
平成 24年6 月	台風4 号	5.51		312 (石 割)	・神川橋水位観測所では、 氾濫注意水位を超える出 水を記録。		
平成 26年 10月	台風 18号	5.70		328 (南 山)	・南山などで総雨量358 mm、寒川で最大時間雨量 65mmを観測した。 ・神川橋観測所で避難判 断水位に達した、		
平成 27年9 月	台風 18号	5.89	2930	321 (道 志)	・道志で総雨量321mm、 南山で最大時間雨量37 mmを観測した。 ・神川橋観測所で避難判 断水位に達した。		
(略)						(略)	
出典「平成29年度 洪水対策計画書(多摩川・鶴見川・相模川)」国土交通省 関東地方整備局京浜河川事務所						(「平成24年度 洪水対策計画書」)国土交通省関東地方整備局京浜河川事務 所による	
2 近年の災害履歴						2 近年の災害履歴	
近年、市内においても1時間降雨量が50mmを超える大雨の頻度が増加しており、 台風を原因とした大雨で小出川や駒寄川沿いの水田・荒地における冠水や、千ノ川 沿いの低地を中心とした道路冠水及び局所的な床上・床下浸水等の被害が発生して います。また、特に近年では、全国的にこれまでの想定をはるかに超える大雨が多 発しており、これによる河川の氾濫や土砂災害により毎年人的被害が発生している 状況にあります。						過去約20年の間で、1時間降雨量40mm～50mmの台風遭遇時や集中豪雨 時に、小出川や駒寄川沿いの水田・荒地における冠水や、千ノ川沿いの低地を 中心とした道路冠水及び局所的な床上・床下浸水が発生しています。 近年では、平成19年9月7日、台風9号の影響により相模川下流域に洪水 警報が発表され、市では避難勧告を発令し、およそ260人が避難しました。 平成22年4月27日から28日にかけて、発達した低気圧の影響により、最 大1時間降雨量が62mmとなる大雨を記録しました。市内では、90カ所を超 える道路冠水と、200件以上の床上・床下浸水等の被害が発生しました。 平成23年9月21日、台風15号の影響により、最大瞬間風速が37.6m/s を記録する強風が吹き荒れ、倒木、フェンス・塀の倒壊、電線の切断、トタン 屋根の剥離等の被害が発生し、約8,000世帯の停電、道路の通行止め、J Rの運転見合わせ等、市民生活に大きな影響を与えました。市では、避難勧告 を発令し、およそ140人が避難しました。	

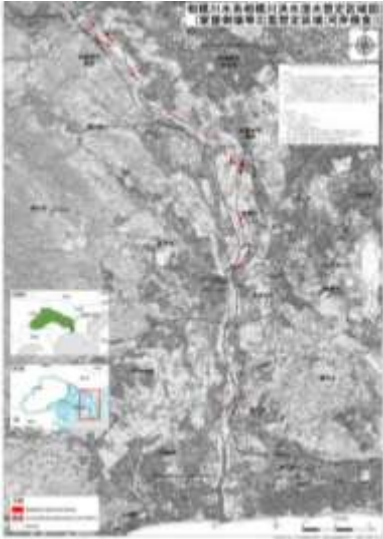
新						旧					
【参考】市が発令した避難勧告等の履歴（平成19年以降）											
年・月・日	原因事象	事由	発令内容	対象地区	対象世帯数 対象人口						
平成19年 9月7日	台風9号	相模川の水位上昇	避難勧告	萩園、平太夫 新田、中島	5,271 世帯 14,516 人						
平成23年 9月21日	台風15号	相模川の水位上昇	避難勧告	萩園、平太夫 新田、今宿、 中島、松尾、 柳島一丁目、 柳島一丁目、 柳島、柳島一 丁目	10,473 世帯 27,841 人						
平成26年 10月6日	台風18号	小出川の水位上昇	避難勧告	＝	9,547 世帯 24,497 人						
		千ノ川の水位上昇	避難勧告	＝	8,097 世帯 19,752 人						
		土砂災害警戒情報	避難勧告	芹沢、堤、下 寺尾、甘沼、 赤羽根	8,218 世帯 21,995 人						
平成28年 8月22日	台風9号	千ノ川の水位上昇	避難準備 情報	矢畑、浜之郷、 下町屋一丁目	7,137 世帯 18,258 人						

新	旧												
P 8 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 4 節 被害想定 第 2 洪水予報河川等 1 洪水予報河川 水防法第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 1 項では、国及び県は洪水により国民経済上重大な（又は相当な）損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下、「洪水予報河川」という。）について、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を必要に応じ報道機関等の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととしています。 この法に基づき、以下の河川が洪水予報河川として指定されています。 <table><tr><th>河川名</th><th>管理者</th><th>区間</th></tr><tr><td>相模川水系相模川（下流）</td><td>国土交通省</td><td>左岸：神奈川県高座郡寒川町一の宮 3175 番地先から海まで 右岸：神奈川県平塚市田村 6256 番地先から海まで</td></tr><tr><td>相模川水系相模川（中流）</td><td>神奈川県</td><td>左岸：神奈川県相模原市緑区川尻字向原地先から高座郡寒川町一の宮 3175 番地先から高座郡寒川町一の宮地先まで 右岸：神奈川県相模原市緑区小倉字宮原地先から平塚市田村宮ノ前地先まで</td></tr></table> 2 水位周知河川 水防法第 1 3 条第 1 項及び第 2 項では、国又及び県は洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大な（又は相当な）損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下、「水位周知河川」という。）について、洪水特別警戒水位（洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、必要に応じ報道機関等の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととしています。 この法に基づき、以下の河川が水位周知河川として指定されています。 <table><tr><th>河川名</th><th>管理者</th><th>区間</th></tr></table>	河川名	管理者	区間	相模川水系相模川（下流）	国土交通省	左岸：神奈川県高座郡寒川町一の宮 3175 番地先から海まで 右岸：神奈川県平塚市田村 6256 番地先から海まで	相模川水系相模川（中流）	神奈川県	左岸：神奈川県相模原市緑区川尻字向原地先から高座郡寒川町一の宮 3175 番地先から高座郡寒川町一の宮地先まで 右岸：神奈川県相模原市緑区小倉字宮原地先から平塚市田村宮ノ前地先まで	河川名	管理者	区間	P 8 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 4 節 被害想定 （新設）
河川名	管理者	区間											
相模川水系相模川（下流）	国土交通省	左岸：神奈川県高座郡寒川町一の宮 3175 番地先から海まで 右岸：神奈川県平塚市田村 6256 番地先から海まで											
相模川水系相模川（中流）	神奈川県	左岸：神奈川県相模原市緑区川尻字向原地先から高座郡寒川町一の宮 3175 番地先から高座郡寒川町一の宮地先まで 右岸：神奈川県相模原市緑区小倉字宮原地先から平塚市田村宮ノ前地先まで											
河川名	管理者	区間											

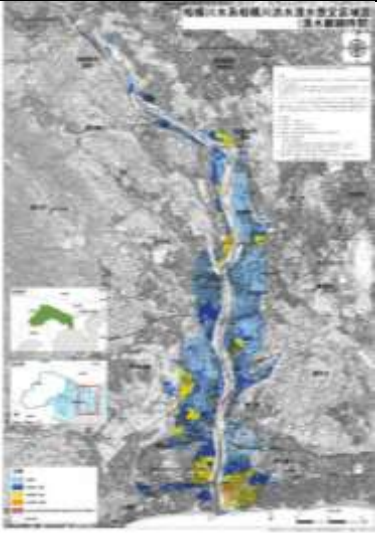
新			旧
<u>小出川</u>	<u>神奈川県</u>	<u>藤沢市遠藤の諸ノ木橋から相模川合流点まで</u>	
<u>千の川</u>	<u>神奈川県</u>	<u>茅ヶ崎市茅ヶ崎、同矢畑の梅田橋から小出川合流点まで</u>	
<u>3 水位周知下水道</u> <u>水防法第13条の2第1項及び第2項では、県及び市は管理する公共下水道の排水施設等で雨水出水（一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水）により相当の被害を生ずるおそれのあるものとして指定したもの（以下、「水位周知下水道」という。）について、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該排水設備等の水位がこれに達したときは、必要に応じ報道機関等の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととしています。</u> <u>水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。平成■年■月■日現在、指定はありません。</u>			
<u>4 水位周知海岸</u> <u>水防法第13条の3では、県は県区域内に存する海岸で高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定したもの（以下、「水位周知海岸」という。）について、高潮特別警戒水位（高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、必要に応じ報道機関等の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととしています。</u> <u>水位周知海岸の指定は、海岸名、起点、終点を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。平成■年■月■日現在、指定はありません。</u>			

新	旧																
P 8 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 4 節 被害想定 第 3 浸水想定 1 洪水浸水想定区域の指定 水防法第 1 4 条第 1 項では、<u>国及び県は洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定することとされています。</u> <u>また、従前、「洪水防御に関する計画の基本となる洪水の前提となる降雨（以下、「計画規模降雨」という。）」を前提として指定されていた浸水想定区域は、想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、これを洪水浸水想定区域とみなされます。</u> <u>なお、洪水浸水想定区域の指定は、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のほか、次に掲げる事項についても公表されています。</u> <u>(1) 浸水した場合に想定される水深（想定最大規模降雨）</u> <u>(2) 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（想定最大規模降雨による浸水継続時間）</u> <u>(3) 計画規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深</u> <u>さらに「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）」（平成 2 7 年 7 月 国土交通省）に基づき、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域を示す家屋倒壊等氾濫想定区域が公表されています。</u> <u>平成■年■月■日現在、本市に関わる洪水浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。</u> <table><tr><th>河川名（管理者）</th><th>洪水浸水想定区域指定年月日</th><th>指定の前提となる降雨（想定最大規模降雨）</th></tr><tr><td>相模川下流区間（国）</td><td>平成 28 年 5 月 30 日 国土交通省関東地方整備局告示第 219 号</td><td>相模川流域の 48 時間総雨量 567 mm</td></tr></table>	河川名（管理者）	洪水浸水想定区域指定年月日	指定の前提となる降雨（想定最大規模降雨）	相模川下流区間（国）	平成 28 年 5 月 30 日 国土交通省関東地方整備局告示第 219 号	相模川流域の 48 時間総雨量 567 mm	P 8 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 4 節 被害想定 第 2 浸水想定 1 浸水想定区域の指定 水防法第 1 4 条では、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、<u>水害による被害の軽減を図るため、大雨等により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を、浸水想定区域として指定することとされています。この法に基づき、以下の河川が浸水想定区域の指定対象河川に指定されています。</u> <table><tr><th>河川名</th><th>浸水想定区域指定年月日</th><th>想定（確率）</th><th>想定雨量</th></tr><tr><td>相模川（国）</td><td>平成 14 年 8 月 30 日 国土交通省関東地方整備局告示第 319 号</td><td rowspan="2">150 年に 1 回</td><td rowspan="2">相模川流域、厚木地点上流域の 2 日間総雨量 459mm</td></tr><tr><td>相模川（県）</td><td>平成 18 年 6 月 1 日</td></tr></table>	河川名	浸水想定区域指定年月日	想定（確率）	想定雨量	相模川（国）	平成 14 年 8 月 30 日 国土交通省関東地方整備局告示第 319 号	150 年に 1 回	相模川流域、厚木地点上流域の 2 日間総雨量 459mm	相模川（県）	平成 18 年 6 月 1 日
河川名（管理者）	洪水浸水想定区域指定年月日	指定の前提となる降雨（想定最大規模降雨）															
相模川下流区間（国）	平成 28 年 5 月 30 日 国土交通省関東地方整備局告示第 219 号	相模川流域の 48 時間総雨量 567 mm															
河川名	浸水想定区域指定年月日	想定（確率）	想定雨量														
相模川（国）	平成 14 年 8 月 30 日 国土交通省関東地方整備局告示第 319 号	150 年に 1 回	相模川流域、厚木地点上流域の 2 日間総雨量 459mm														
相模川（県）	平成 18 年 6 月 1 日																

新	旧			
【参考】計画規模降雨は、指定の前提となる降雨を相模川流域の48時間総雨量460mmとしている。		神奈川県告示第 367 号		
	小出川(県)	平成 18 年 8 月 11 日 神奈川県告示第 474 号	50 年に 1 回	1 時間最大雨量 81 mm
	千ノ川(県)	平成 21 年 10 月 6 日 神奈川県告示第 565 号	50 年に 1 回	1 時間最大雨量 81 mm
この浸水想定区域の指定対象河川の指定に伴い、国土交通省京浜河川事務所並びに県が、それぞれの河川の浸水想定区域図を作成しています。				
○洪水浸水想定区域図（想定最大規模）				
This map shows the Sagami River basin with flood inundation areas highlighted in orange and red. The legend indicates different levels of inundation depth and duration. The map includes a scale bar and a north arrow.				
○洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）				
This map shows the Sagami River basin with flood inundation areas highlighted in yellow and blue. The legend indicates different durations of inundation. The map includes a scale bar and a north arrow.				

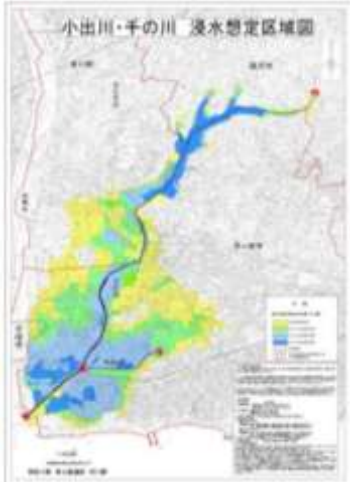
新	旧
○洪水浸水想定区域図（計画規模）  ○洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） 	

新			旧
河川名(管理者)	洪水浸水想定区域指定年月日	指定の前提となる降雨 (想定最大規模降雨)	
相模川 中流区間 (県)	平成 29 年 3 月 31 日 神奈川県告示第 170 号	相模川流域の 48 時間総 雨量 567 mm	
【参考】計画規模降雨は、指定の前提となる降雨を相模川流域の 48 時間総雨量 460 mmとしている。 ○洪水浸水想定区域図（想定最大規模）  ○洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）			

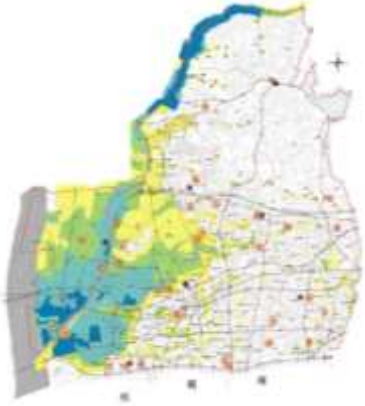
新	旧
 ○洪水浸水想定区域図（計画規模） 	

新			旧
河川名(管理者)	浸水想定区域指定年月日	指定の前提となる降雨 (計画規模降雨)	
小 出 川 (県)	平成 18 年 8 月 11 日 神奈川県告示第 474 号	24 時間雨量 239 mm	
千 ノ 川 (県)	平成 21 年 10 月 6 日 神奈川県告示第 565 号	ピーク 1 時間雨量 81 mm	

○浸水想定区域図



新	旧
<u>2 雨水出水浸水想定区域の指定</u> <u>水防法第14条の2では、県及び市は水位周知下水道について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を、雨水出水浸水想定区域として指定することとされています。</u> <u>平成■年■月■日現在、指定はありません。</u> <u>3 高潮浸水想定区域の指定</u> <u>水防法第14条の3では、県は水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮であって当該海岸について高潮による氾濫が生じた場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定することとされています。</u> <u>平成■年■月■日現在、指定はありません。</u> <u>4 その他</u> <u>市は、千ノ川及び駒寄川（いずれも市管理の準用河川区間）並びに内水氾濫（「雨水出水」と同義）について、浸水を想定（想定雨量：24時間雨量239mm、ピーク1時間雨量81mm）し、県が作成した浸水想定区域図（小出川及び千ノ川のうち県管理区間が対象）と合わせ、平成20年3月に茅ヶ崎市洪水ハザードマップ（小出川・千ノ川・駒寄川及び内水版）を作成しています。</u> <u>茅ヶ崎市洪水ハザードマップ（小出川・千ノ川・駒寄川及び内水版）</u>	<u>2 茅ヶ崎市洪水ハザードマップ</u> <u>(1) 相模川版</u> <u>国土交通省京浜河川事務所が公表した「相模川浸水想定区域図」（想定雨量：概ね150年に1回起こる程度の大雨、相模川の流域、厚木地点上流域で2日間の総雨量459mm）をもとに、大雨時に相模川がはん濫した場合の浸水想定区域や浸水深等を示したものです。</u> <u>(2) 小出川・千ノ川・駒寄川及び内水版</u> <u>県が作成した「小出川・千ノ川浸水想定区域図」（想定雨量：概ね50年に1度程度起こる大雨、24時間雨量239mm、ピーク1時間雨量81mm）と、市で作成した「小出川・千ノ川・駒寄川および内水浸水予測区域図」（想定雨量は県と同じ）をもとに、市内における浸水予想区域や浸水深等を示したものです。このマップの浸水予想区域とは、河川からあふれた水による浸水が予想される区域と、川に流れきれず地盤高が低いところへ流入した雨水や下水道の能力を超える降雨による浸水が予想される区域です。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
	
P 1 1 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 5 節 計画の推進主体とその役割 災害発生時には、市、<u>県</u>、防災関係機関、市民及び企業等が一致団結して連携した応急対策活動を行うことが重要です。(略) 第 1 市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱 1 市 (略) (1)～(11) (略) (12) <u>医療救護体制整備のための医療機関との連絡調整</u> (13) <u>応急手当及び看護に関する指導</u> (14) <u>保健衛生に関する指導及び防疫活動</u> (15) <u>医療情報の収集伝達</u> (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略)	P 1 1 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 5 節 計画の推進主体とその役割 災害発生時には、市、防災関係機関、市民及び企業等が一致団結して連携した応急対策活動を行うことが重要です。(略) 第 1 市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱 1 市 (略) (1)～(11) (略) (12) <u>保健衛生</u> (13) <u>文教対策</u> (14) <u>被害調査及び復旧</u> (15) <u>その他の災害応急対策</u> (16) <u>その他の災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</u>

新	旧
P 1 1 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 5 節 計画の推進主体とその役割 第 1 市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱 2 県 (2) 湘南地域県政総合センター <u>(県湘南現地災害対策本部)</u> (略) (3) 藤沢土木事務所 <u>(県湘南現地災害対策本部第 2 土木部)</u> (略) (4) 衛生研究所 <u>(県湘南現地災害対策本部第 4 保健福祉部)</u> <u>ア 市の要請に基づく 2 次避難施設の開設</u> <u>削除</u> (5) 企業庁茅ヶ崎水道営業所 <u>(県湘南現地災害対策本部第 2 企業部)</u> (略) (6) 茅ヶ崎警察署 <u>(県湘南現地災害対策本部第 3 警察部)</u> (略)	P 1 1 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 5 節 計画の推進主体とその役割 第 1 市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱 2 県 (2) 湘南地域県政総合センター (略) (3) 藤沢土木事務所 (略) (4) 茅ヶ崎保健福祉事務所 <u>ア 医療救護体制整備のための医療機関との連絡調整</u> <u>イ 応急手当及び看護に関する指導</u> <u>ウ 保健衛生に関する指導及び防疫活動</u> <u>エ 医療情報の収集伝達</u> (5) 企業庁茅ヶ崎水道営業所 (略) (6) 茅ヶ崎警察署 (略)
P 1 1 - 1 2 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 5 節 計画の推進主体とその役割 第 2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 1 指定地方行政機関	P 1 1 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 5 節 計画の推進主体とその役割 第 2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 1 指定地方行政機関

新	旧
(1) 農林水産省関東農政局神奈川支局 <u>ア 農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</u> <u>ウ 食料の需給・価格動向や食品の表示等に関すること</u> <u>エ 輸出証明に関すること</u> <u>オ 関係職員の派遣に関すること</u> (2) (略) (3) 総務省関東総合通信局 <u>ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</u> <u>イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</u> <u>ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施</u> <u>エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</u> (略) (6) 関東地方整備局横浜国道事務所 <u>ア 防災上必要な教育及び訓練</u> <u>イ 災害危険区域の選定</u> <u>ウ 災害に関する情報の収集及び広報</u> <u>エ 災害時における交通確保</u> <u>オ 災害時における応急工事</u> <u>カ 災害復旧工事の実施</u> <u>キ 再度災害防止工事の施工</u> (7) 関東地方整備局京浜河川事務所 <u>ア 防災上必要な教育及び訓練</u> <u>イ 防災に関する施設及び設備の整備と、平常時及び災害時における関係機関の防災活動への支援</u> <u>ウ 災害危険区域の選定</u> <u>エ 水防に関する予報並びに警報の発表及び伝達</u> <u>オ 災害に関する情報の収集及び広報</u> <u>カ 水防活動の助言</u> <u>キ 災害時における応急工事</u> <u>ク 災害復旧工事の実施</u>	(1) 農林水産省関東農政局神奈川支局 <u>ア 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整</u> (2) (略) (3) 総務省関東総合通信局 <u>ア 電波の監理並びに有線電気通信の監理</u> <u>イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導</u> <u>ウ 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督</u> <u>エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導</u> <u>オ 非常通信協議会の育成、指導</u> (4)、(5) (略) (新設) (新設)

新	旧
<u>ケ 再度災害防止工事の施工</u> (8) <u>国土地理院関東地方測量部</u> <u>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供</u> <u>イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u> <u>ウ 地殻変動の監視</u>	(新設)
P 1 2 第1章 災害対策の計画的な推進 第5節 計画の推進主体とその役割 第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (2) <u>電信電話機関（東日本電信電話株式会社神奈川事業部、(略)）</u> (略) (3) <u>東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社</u> (4) <u>東京ガス株式会社神奈川西支店</u> (略) (9) <u>日本郵便株式会社茅ヶ崎郵便局及び株式会社ゆうちょ銀行茅ヶ崎店</u> <u>ア 非常災害時における郵政事業の運行確保</u> <u>イ 救助物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付</u> <u>ウ 郵便為替による被災者救援のための寄付金送金の無料扱い</u> <u>エ 為替貯金、簡易保険及び郵便貯金の非常扱い</u> <u>オ 地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の応急融資等の運用管理</u> (10)、(11) (略) (12) <u>日本銀行横浜支店</u> <u>ア 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節</u> <u>イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u> <u>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> <u>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> <u>オ 各種措置に関する広報</u>	P 1 2 第1章 災害対策の計画的な推進 第5節 計画の推進主体とその役割 第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (2) <u>電信電話機関（東日本電信電話株式会社神奈川支店、(略)）</u> (略) (3) <u>東京電力株式会社平塚支社</u> (4) <u>東京ガス株式会社</u> (略) (9) <u>日本郵便株式会社茅ヶ崎郵便局及び株式会社ゆうちょ銀行茅ヶ崎店</u> <u>ア 災害時における郵便業務の確保</u> <u>イ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u> <u>ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>エ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>オ 被災者救助団体に対するお年玉郵便葉書等寄付金の配分</u> <u>カ 為替貯金、簡易保険及び郵便貯金の非常扱い</u> <u>キ 地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の応急融資等の運用管理</u> (10)、(11) (略) (新設)

新	旧
(13)公益社団法人神奈川県L P ガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会 ア <u>L P ガス消費設備の安全指導の徹底</u> イ <u>応急燃料の確保</u> ウ <u>被災地に対する燃料の供給</u>	(新設)
P 1 3 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 5 節 計画の推進主体とその役割 第 2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 3 公共的団体 (9)要配慮者利用施設 ア <u>非常災害に関する避難確保計画の作成</u> イ <u>避難訓練の実施</u> ウ <u>災害時における利用者の避難確保</u> (略) (削除) (14) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 ア <u>災害ボランティアセンターの設置及び運営</u> イ <u>災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練</u> ウ <u>災害ボランティア受け入れのための資機材の備蓄</u> エ <u>義援金等の申請</u> オ <u>生活福祉資金の貸付</u>	P 1 3 第 1 章 災害対策の計画的な推進 第 5 節 計画の推進主体とその役割 第 2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 3 公共的団体 (9)社会福祉施設 ア <u>避難施設の整備及び避難訓練の実施</u> イ <u>災害時における入所者の保護及び誘導</u> (略) (12)公益社団法人神奈川県L P ガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会 ア <u>L P ガス消費設備の安全指導の徹底</u> イ <u>応急燃料の確保</u> ウ <u>被災地に対する燃料の供給</u> (略) (15) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 ア <u>災害ボランティア受入体制整備の協力</u> イ <u>災害ボランティア受入訓練実施の協力</u> ウ <u>災害ボランティア受け入れのための資機材の備蓄</u> エ <u>義援金等の申請</u> オ <u>ボランティア組織との連絡調整</u>
P 1 7 第 1 章 風水害対策の計画的な推進 第 6 節 防災組織の充実 (略)	P 1 7 第 1 章 風水害対策の計画的な推進 第 6 節 防災組織の充実 (略)

新	旧
第1 市の防災組織 (略) 2 茅ヶ崎市災害対策本部 (1) 設置の根拠 災害対策基本法第23条の2 (2) 所掌事務 ア 茅ヶ崎市地域防災計画の定めるところにより市域に係る災害予防及び災害 応急対策の実施 (略) 第2 防災関係機関の防災組織 市域を所管し、または市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規 定に基づき、防災計画<u>または</u>防災業務計画の円滑な実施のため、防災組織の<u>充実</u>に <u>取り組みます</u>。 第3 自主防災組織 1 設置の目的 災害対策基本法第5条の規定に基づき、市は自治会等を単位として昭和54年 から自主防災組織の育成を<u>進めています</u>。自主防災組織は、地域住民が「自分た ちの地域は自分たちで守る」という地域の連帯意識に基づき自主的に結成するも のです。 (略)	第1 市の防災組織 (略) 2 茅ヶ崎市災害対策本部 (1) 設置の根拠 災害対策基本法第23条の2 (2) 所掌事務 ア 地域防災計画の定めるところにより市域に係る災害予防及び災害応急対策 の実施 (略) 第2 防災関係機関の防災組織 市域を所管し、または市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規 定に基づき、防災計画<u>及び</u>防災業務計画の円滑な実施のため、防災組織を<u>充実しま</u> <u>す</u>。 第3 自主防災組織 1 設置の目的 災害対策基本法第5条の規定に基づき、市は自治会等を単位として昭和54年 から自主防災組織の育成を<u>始めました</u>。自主防災組織は、地域住民が「自分たち の地域は自分たちで守る」という地域の連帯意識に基づき自主的に結成するもの です。 (略)
P19 第1章 災害対策の計画的な推進 第7節 計画の推進管理 第1 <u>計画の目標</u> (削除) 風水害対策は、災害に強い組織・人づくりやまちづくりの推進、災害発生に 備えた平常時の対策、災害時の応急対策、さらには、復旧・復興対策まで、幅 広い対策を継続的に進めていく必要があります。	P19 第1章 災害対策の計画的な推進 第7節 計画の推進管理 第1 <u>風水害対策計画策定のための条件</u> <u>茅ヶ崎市洪水ハザードマップでは、「相模川版」(想定雨量：概ね150年に</u> <u>1回起こる程度の大雨、相模川の流域、厚木地点上流域で2日間の総雨量45</u> <u>9mm)と「小出川・千ノ川・駒寄川および内水版」(想定雨量：概ね50年に1</u> <u>度程度起こる大雨、24時間雨量239mm、ピーク1時間雨量81mm)の2種</u> <u>類から構成され、それぞれの浸水予想区域を示すとともに、洪水が発生した場</u> <u>合の破堤、はん濫等による市内の浸水予想区域、浸水深、避難情報等を掲載し</u> <u>ています</u>。 風水害対策は、災害に強い組織・人づくりやまちづくりの推進、災害発生に 備えた平常時の対策、災害時の応急対策、さらには、復旧・復興対策まで、幅 広い対策を継続的に進めていく必要があります。

新	旧
そのため、第1章第4節被害想定を踏まえ、短期的には風水害による被害の軽減に効果的な対策等を優先的に進め、中・長期的には構造物が壊れない、壊れても人を傷つけないまちづくりを目指します。	そこで、短期的には風水害による被害の軽減に効果的な対策等を優先的に進め、中・長期的には構造物が壊れない、壊れても人を傷つけないまちづくりを目指します。
P 2 1 第2章 災害に強い組織・人づくり 第1節 防災知識の普及・啓発 (略) 【現状】 ○略 ○略 ○自主防災組織は、地区防災訓練や防災研修会等を通じて、地域住民に対して、防災知識の普及・啓発を図っています。 【課題】 ○略 ○略 ○略 ○自主防災組織や災害対策地区防災拠点配備職員（以下「配備職員」という。）、学校職員が災害時に連携して避難所の開設及び避難者の受け入れを行うためには、平常時からの顔の見える関係が必要です。 ○障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等（以下「要配慮者」という。）や支援者の災害時の負担を軽減するために、防災知識の普及・啓発が必要です。 ○園児、児童、生徒が、災害時に適切な行動がとれるよう防災教育を充実させる必要があります。 ○略 【取り組みの方向】 第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部 1 市民への防災知識の普及・啓発 (略) 第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部 (略) 2 災害対策地区防災拠点打合会の開催 市は、災害対策地区防災拠点（以下「地区防災拠点」という。）打合会を開催し、自主防災組織や配備職員、学校職員の顔合わせを行い、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認することで、地域防災力を強化します。	P 2 1 第2章 災害に強い組織・人づくり 第1節 防災知識の普及・啓発 (略) 【現状】 ○略 ○略 ○自主防災組織は、<u>各自治会連合会が主催する地区防災訓練や自治会における防災研修会等</u>を通じて、地域住民に対して、防災知識の普及・啓発を図っています。 【課題】 ○略 ○略 ○略 ○自主防災組織や<u>配備職員</u>、学校職員が災害時に連携して<u>避難所の受け入れ</u>を行うためには、平常時からの顔の見える関係が必要です。 ○障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等（以下「要配慮者」という。）や支援者の災害時の負担を軽減するために、防災知識の普及・啓発が必要です。 ○園児、児童、生徒に<u>対し</u>、災害時の<u>適切な行動</u>について知識を深める必要があります。 ○略 【取り組みの方向】 第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部 1 市民への防災知識の普及・啓発 (略) 第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部 (略) 2 災害対策地区防災拠点打合会の開催 市は、災害対策地区防災拠点（以下「地区防災拠点」という。）打合会を開催し、<u>自主防災組織や災害対策地区防災拠点配備職員（以下「配備職員」という。）</u>、<u>学校職員の顔合わせ</u>を行い、<u>避難所における基本的な意識統一</u>を図り、地域防災力を

新	旧
3 ホームページの活用 市は、ホームページに各自主防災組織の取り組みや訓練内容の紹介、訓練指導や防災資機材の取り扱い等のマニュアルの掲載を行い、自主防災組織及び防災リーダーが、個々の訓練活用や地区防災訓練等における新たな訓練項目の取り入れ等に活用できるよう努めます。 (略) 第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 <u>市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部</u> (略) 第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <u>市民安全部、こども育成部、消防部、教育部</u> 1 防災研修会等の開催 (略) 2 防災教育の推進 保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育の充実を図ります。 (略) 第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発 <u>総務部、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部</u> 1 職員研修会の実施 (略) 2 配備職員研修会の実施 市は、配備職員に対し、避難所の開設や運営等を迅速かつ柔軟に行うことを目的とした研修会を実施するとともに、避難所打合会の出席、各種訓練への参加を促進します。	強化します。 3 ホームページの活用 市は、ホームページに自主防災組織及び防災リーダーに関する項目を作成し、各自主防災組織の取り組みや訓練内容の紹介、訓練指導や防災資機材の取り扱い等のマニュアルの掲載を行い、自主防災組織及び防災リーダーが、個々の訓練活用や地区防災訓練等における新たな訓練項目の取り入れ等に活用できるよう努めます。 (略) 第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 <u>市民安全部、文化生涯学習部、保健福祉部、こども育成部</u> (略) 第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <u>市民安全部、こども育成部、教育部</u> 1 防災研修会等の開催 (略) 2 防災教育の推進 保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育を図ります。 (略) 第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発 <u>総務部、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部</u> 1 職員研修会の実施 (略) 2 配備職員研修会の実施 市は、配備職員に対し、避難所の開設方法や運営方法等を迅速かつ柔軟に行うことを目的とした研修会を実施するとともに、避難所打合会の出席、各種訓練への参加を促進します。
P 2 4 第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 災害への備え (略) 【課題】 ○略	P 2 4 第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 災害への備え (略) 【課題】 ○略

新	旧
○市は、災害に備え、飲料水や食料、トイレ、各種資機材等の備蓄を進めています が、<u>市の備蓄だけでは、十分な量を賄うことができません。</u> (略) 【取り組みの方向】 第1 風水害の備え <u>市民安全部</u> (略) 1 日頃からの備え (略) <u>(6) 生活再建に向けた事前の備えとして、自然災害保険・共済等に参加にして おくこと。</u> (略) 第2 自己備蓄の推進 (略) 2 主な非常時持出品 (略) (削除) (4) <u>携帯電話、充電器</u> (5) 救急用品（持病のある方は常備薬、お薬手帳等） (6) 予備眼鏡、コンタクトレンズ（洗浄液含む） (7) 飲料水・簡易的な食料（チョコレート、キャンディ等） (8) <u>タオル、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ</u> (9) 歯ブラシ（歯磨き用ガム等）、<u>洗面用具</u> (10) 着替え、<u>下着等</u> (11) ホイッスル (12) <u>家族の写真</u>	○市は、災害に備え、飲料水や食料、トイレ<u>対策</u>、各種資機材等の備蓄を進めてい ますが、<u>大量の被災者が集中した場合での備蓄量には課題が残ります。</u> (略) 【取り組みの方向】 第1 風水害の備え <u>市民安全部</u> (略) 1 日頃からの備え (略) (新設) (略) 第2 自己備蓄の推進 (略) 2 主な非常時持出品 (略) (4) <u>乾電池</u> (5) <u>携帯電話充電器</u> (6) 救急用品（持病のある方は常備薬、お薬手帳等） (7) 予備眼鏡、コンタクトレンズ（洗浄液含む） (8) 飲料水・簡易的な食料（チョコレート、キャンディ等） (9) <u>ティッシュペーパー、タオル、ウェットティッシュ</u> (10) 歯ブラシ（歯磨き用ガム等） (11) <u>最小限の着替え、肌着等</u> (12) ホイッスル (13) <u>家族の写真</u>
P 2 8 第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 ○市には、現在1消防団本部と22分団が組織され、定員の■■■人が4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。<u>（平成29年4月1</u>	P 2 8 第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 ○市には、現在1消防団本部と22分団が組織され、定員の<u>427人</u>が4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。<u>（平成27年4月1</u>

新	旧
日現在) ○市には、現在 1 3 7 自主防災組織が結成されています。(平成 2 9 年 4 月 1 日現在) ○■■■■■名(うち女性■■■名)の防災リーダーが地域防災力の向上のために活動しています。(平成 2 9 年 4 月 1 日現在) (略) 【課題】 (略) ○結成された自主防災組織が、災害時に効果的に活動できるよう組織の充実が必要です。 ○自主防災組織、消防団及び企業等が災害時に連携して活動できる体制整備が必要です。 (略) 第 3 1 平常時の主な活動 (略) (3) 防災訓練の実施 自主防災組織は、地域の実情を踏まえた実践的な防災訓練を実施します。 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (1) 情報の収集伝達 風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかが重要となるため、正確な情報収集・伝達が必要です。 特に、市が発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)(以下「避難勧告等」という。)は、防災行政用無線や広報車の音が雨音でかき消される等、市民に伝わらない場合もあるため、自主防災組織は、早めにこうした情報の伝達に努めます (略) (3) 救助・救急活動の実施 自主防災組織は、地域住民の安否確認を行い、救助を要する人がいる場合は、発見次第速やかに防災資機材等を活用し、救助活動に取り組みます。 (略) 第 5 女性防災リーダーの育成 市民安全部 (略) 2 女性防災リーダーの活動	日現在) ○市には、現在 1 3 7 自主防災組織が結成されています。(平成 2 7 年 4 月 1 日現在) ○1, 6 4 0 名(うち女性 4 9 7 名)の防災リーダーが地域防災力の向上のために活動しています。(平成 2 7 年 4 月 1 日現在) (略) 【課題】 (略) ○結成された自主防災組織が、災害時に効果的に活動できるよう組織の充実化が必要です。 ○自主防災組織、消防団並びに企業等が災害時に連携して活動できる体制整備が必要です。 (略) 第 3 1 平常時の主な活動 (略) (3) 防災訓練の実施 自主防災組織は、地域の実情に見合った実践的な防災訓練を実施します。 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (1) 情報の収集伝達 風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかが重要となるため、正確な情報収集・伝達が必要です。 特に、避難準備情報や避難勧告・指示等の情報は、防災行政用無線や広報車の音が雨音でかき消される等、市民に伝わらない場合もあるため、自主防災組織は、早めにこうした情報の伝達に努めます。 (略) (3) 救助・救急活動の実施 自主防災組織は、地域住民の安否確認を行い、救助を要する人がいる場合は、発見次第速やかに防災資機材等を活用し、救助します。 (略) 第 5 女性防災リーダーの育成 市民安全部 (略) 2 女性防災リーダーの活動

新	旧
災害時においては、男女が共に支え合い、助け合える地域づくり、防災体制づくりが必要であることから、女性防災リーダーは、女性ならではの<u>気配り</u>やその特性を生かして活動することにより、地域防災力の強化を図ります。	災害時においては、男女が共に支え合い、助け合える地域づくり、防災体制づくりが必要であることから、女性防災リーダーは、女性ならではの<u>目配り</u>やその特性を生かし、地域防災力の強化を図ります。
P 3 1 第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域における要配慮者への支援体制 市は高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）や要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）に対する支援対策を講じ、その取り組みについては、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、<u>消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体が連携・協力体制を構築し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。</u> 【現状】 ○近年の災害では、<u>要配慮者が避難所にとどまることができず、生命等の危機に陥ったり、福祉避難所の数や要配慮者に適切に対応できる人材が不足したりする等の課題が浮き彫りとなっています。</u> ○近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な<u>避難行動要支援者の犠牲者が健常者に比して多い傾向があります。</u> ○市は、<u>避難行動要支援者に対し、適切かつ迅速な避難支援、安否確認等ができるよう、基本的な方針や対策等を定めた「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」を策定しています。</u> ○市は、「<u>避難行動要支援者支援計画（全体計画）</u>」に基づき、「<u>避難行動要支援者支援制度</u>」を運用しています。 【課題】 ○要配慮者に配慮した防災対策を図り、<u>要配慮者の安全・安心が確保される体制づくりが必要</u>です。 ○要配慮者や避難行動要支援者に対する支援には、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、<u>消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体の連携・協力体制が必要</u>です。 ○避難行動要支援者の迅速な避難支援や安否確認等には、平常時からの地域で	P 3 1 第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域における要配慮者への支援体制 市は高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）に対する支援対策を講じ、その取り組みについては自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等と連携して、<u>協力体制の構築を図り、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。</u> 【現状】 （新設） ○近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な<u>要配慮者の犠牲者が多くなっています。</u> （新設） ○市は、<u>障害者やひとり暮らしの高齢者等、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して、災害時に地域の中で支援を受けられるようにする「災害時要援護者支援制度」を定めています。</u> 【課題】 ○要配慮者に配慮した防災対策を図り、<u>要配慮者の安全が確保される体制づくりが必要</u>です。 ○要配慮者に対する支援には、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等の協力体制による地域での支え合いが必要です。 ○要配慮者の迅速な安否確認や適切な避難誘導には、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等の平常時からの声掛けと顔の見える関係が必

新	旧
の声掛けと顔の見える関係づくりが必要です。 <u>○避難行動要支援者支援制度に基づく取組をさらに推進し、災害時に適切な避難支援や安否確認等が実施される避難支援体制づくりが必要です。</u> 【取り組みの方向】 第1 要配慮者への支援体制の確立 <u>文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部</u> 1 地域における支援体制の確立 (略) 2 地域の関わり <u>日頃からの地域の支え合いが災害時にも助け合える力となることから、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等の地域における各主体は、日頃から要配慮者に対する見守りや声掛け等を行い、状況の把握・共有を図ります。</u> 3 災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度の充実 市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録するとともに、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。 第2 避難行動要支援者支援制度の確立 <u>市民安全部、福祉部</u> 市は、避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体や関係団体と連携・協力し、災害時の支援方法を確立します。 なお、市は避難行動要支援者の支援に関して必要な細目について、「<u>避難行動要支援者支援計画（全体計画）</u>」で定めます。	要です。 <u>○市は、災害発生時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を把握する必要があります。</u> 【取り組みの方向】 第1 要配慮者への支援体制の確立 <u>文化生涯学習部、保健福祉部、こども育成部</u> 1 地域における支援体制の確立 (略)。 2 地域の関わり <u>自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等は、日頃から要配慮者に対する見守りや声掛け等を行い、情報の把握・共有を図ります。</u> <u>日頃からの地域の支え合いが災害時にも助け合える力となります。</u> 3 災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度の充実 市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録し、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。 第2 避難行動要支援者支援制度の確立 <u>保健福祉部</u> 市は要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、<u>その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者については、「避難行動要支援者」と位置づけ、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等と連携し、災害時の支援方法を確立します。</u> なお、市は避難行動要支援者の支援に関して必要な細目について、別に<u>計画等を定めます。</u>
P 3 3 第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 防災訓練の実施 【現状】 ○市及び防災関係機関は、気象予報・警報や台風等の情報受伝達円滑に行うための情報受伝達訓練を実施しています。	P 3 3 第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 防災訓練の実施 【現状】 ○市は、気象予報・警報や台風等の情報受伝達円滑に行うための情報受伝達訓練を実施しています。

新	旧
(略) 【課題】 (略) ○<u>要配慮者</u>の支援には、障害者、高齢者等に配慮した防災訓練の実施が必要です。 (略) ○地域における防災訓練については、<u>まちぢから協議会等</u>や自主防災組織と行政が連携し、<u>地域の実情に即した訓練</u>をさらに推進することが必要です。	(略) 【課題】 (略) ○<u>要支援者</u>の支援には、障害者、高齢者等に配慮した防災訓練の実施が必要です。 (略) ○地域における防災訓練については、<u>自治会連合会</u>や自主防災組織と行政が連携し、<u>地域の実情に即した訓練</u>をさらに推進することが必要です。
P 3 4 第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 防災訓練の実施 (略) 第4 地震災害警戒本部、災害対策本部運営訓練 <u>総務部、市民安全部</u> (略) 3 市は、<u>災害時の参集経路の確認や緊急参集体制の検証、職員の参集意識の向上を図るため、職員参集訓練を実施します。</u> (略) 第7 多数遺体取扱訓練 <u>総務部、保健所部、茅ヶ崎警察署</u> 市は、防災関係機関、<u>茅ヶ崎警察署、歯科医師会、葬祭業者等</u>と協力して、大規模災害発生時における多数遺体取扱訓練を実施します。	P 3 4 第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 防災訓練の実施 (略) 第4 地震災害警戒本部、災害対策本部運営訓練 <u>総務部、市民安全部</u> (略) 3 市は、<u>職員参集システムを活用した、職員の参集訓練を実施します。</u> (略) 第7 多数遺体収容訓練 <u>環境部</u> 市は、防災関係機関、葬祭業者等と協力して、大規模災害発生時における多数遺体取扱訓練を実施します。
P 3 4 第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 防災訓練の実施 第8 その他 <u>市民安全部、防災関係機関、自主防災組織</u> (略)	P 3 4 第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 防災訓練の実施 第8 その他 <u>市民安全部、自主防災組織、施設管理者</u> (略)
P 3 6 第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) 【取り組みの方向】 第1 防災空間の確保 <u>市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部</u> (略) 2 防災空間の整備	P 3 6 第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) 【取り組みの方向】 第1 防災空間の確保 <u>市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部</u> (略) 2 防災空間の整備

新			旧		
(略)			(略)		
防 災 拠 点	行政拠点	(略)	防 災 拠 点	行政拠点	(略)
		(略)			(略)
	地区防災拠点	避難所の受け入れ（避難所）や災害情報や支援情報等の提供、家族の安否確認、物資の分配等を行う拠点		地区防災拠点	避難所の受け入れ（避難所）や災害情報の提供、家族の安否確認、物資の分配等を行う拠点
		(略)			(略)
	物資拠点	(略)		物資拠点	(略)
		(略)			(略)
	活動拠点	(略)		活動拠点	(略)
		(略)			(略)
	医療拠点	(略)		医療拠点	(略)
		(略)			(略)
<u>市は、災害時に一定の役割を担う指定管理施設において、指定管理者と災害時の役割分担について予め確認しておくこととします。</u>					
(削除)					
(削除)					
(削除)					

(2) 主な避難場所（避難地）とその役割

市は、避難の目的に応じた避難場所をあらかじめ指定し、市民に対して周知徹底を図り、災害の状況に応じた避難の実施を図ります。

<u>広域避難場所（広域避難地）</u>	<u>災害により大規模な延焼火災が発生した場合に、そのふく射熱や煙から身の安全を確保する場所</u>
<u>避難場所</u>	<u>一時的な避難、集合、地域での安否確認等を行う場所、空地</u>
<u>一時避難場所</u>	<u>津波から一時的に身を守るために避難をする、市と協定を結ぶ民間施設や公共施設</u>
<u>一時退避場所</u>	<u>津波から一時的に身を守るために避難をする、市と協定を結ぶ民間施設や公共施設</u>
<u>一時滞在施設</u>	<u>交通機関の停止等により、帰宅困難となった者等が一時的に滞在する施設</u>
<u>避難所</u>	<u>災害により住居を失った者または在宅生活が困難な者、危険の恐れがある者が、一時的に生活をする施設</u>

第2 避難所の確保

総務部、市民安全部、経済部、保健福祉部、教育部

1 避難所の指定

市は、市役所、小出支所、公民館を早期避難所として指定しています。また、公立小・中学校を避難所として指定し、2次避難施設として市内の企業 や県立高等学校、福祉避難施設として社会福祉施設等と協定を締結しています。

新	旧																											
	さらに、企業等との協定により新たな避難所の確保に努めるとともに、避難行 動要支援者に対する福祉避難施設の充足を図ります。 <table><tr><th colspan="2">役 割</th><th>施 設</th><th>数</th></tr><tr><td colspan="2">早期避難所</td><td>市役所・小出支所 公民館・萩園ヶアセンター</td><td>8 施設</td></tr><tr><td colspan="2">避難所</td><td>公立小・中学校</td><td>3 2 校</td></tr><tr><td rowspan="4">2 次避難所</td><td rowspan="3">2 次避難施設</td><td>県立高等学校</td><td>4 校</td></tr><tr><td>協定先私立学校</td><td>1 校</td></tr><tr><td>協定先企業等</td><td>6 施設</td></tr><tr><td>福祉避難施設</td><td>協定先社会福祉施設</td><td>2 8 施設</td></tr><tr><td></td><td></td><td>県立茅ヶ崎養護学校</td><td>1 校</td></tr></table>	役 割		施 設	数	早期避難所		市役所・小出支所 公民館・萩園ヶアセンター	8 施設	避難所		公立小・中学校	3 2 校	2 次避難所	2 次避難施設	県立高等学校	4 校	協定先私立学校	1 校	協定先企業等	6 施設	福祉避難施設	協定先社会福祉施設	2 8 施設			県立茅ヶ崎養護学校	1 校
役 割		施 設	数																									
早期避難所		市役所・小出支所 公民館・萩園ヶアセンター	8 施設																									
避難所		公立小・中学校	3 2 校																									
2 次避難所	2 次避難施設	県立高等学校	4 校																									
		協定先私立学校	1 校																									
		協定先企業等	6 施設																									
	福祉避難施設	協定先社会福祉施設	2 8 施設																									
		県立茅ヶ崎養護学校	1 校																									
(削除)	<u>2 早期避難所の開設基準</u> 早期避難所は、気象注意報等の発表により、その後の気象情報や河川の洪水予想、水防警報の情報等により、必要に応じ開設します。 その場合、自主避難の呼びかけまたは避難準備情報、避難勧告等の発令を行います。																											
(削除)	<u>3 避難所の開設基準</u> 避難所は、気象注意報等の発表により、その後の気象情報や相模川・小出川・千ノ川の水位状況または洪水予想、上流ダムの雨量状況、水防警報の情報、道路 下水施設被害、ライフライン被害等の状況により、必要に応じ公立小・中学校の うち指定した避難所を開設します。 その場合、避難準備情報または避難勧告・指示等の発令を行います。																											
(削除)	<u>4 2 次避難所の開設基準</u> <u>(1) 2 次避難施設</u> 2 次避難施設は、原則として、多数の避難者により避難所における収容が困難 な場合に、必要に応じ協定等に基づき開設します。 <u>(2) 福祉避難施設</u> 福祉避難施設は、原則として、避難所での生活が難しく、福祉措置等が必要 な避難者の後方支援として、必要に応じ協定等に基づき開設します。																											
(削除)	<u>5 避難所における防災用資機材の備蓄</u> 市は、避難所となる公立小・中学校及び県立高等学校、協定先企業等におい																											

新	旧
第2 避難場所等の指定 <u>総務部、市民安全部、福祉部、教育部</u> 災害時における避難場所等について、災害の危険が切迫した場合における緊急的に身を守るための避難場所（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活を送るための避難所（指定避難所）を区別して、順次指定します。 1 指定緊急避難場所の指定 市長は、災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、以下の異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から身を守るための緊急的な避難先として、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。 指定にあたっては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において避難者に開放され、かつ避難者の受入場所について、避難経路上に障害が生じることのないといった管理条件を満たすとともに、災害の種別ごとに次に掲げる立地条件または構造条件、耐震条件（津波、地震の場合）を満たす施設または場所を指定することとします。 災害の種別ごとの詳細な基準については別に定めることとします。 (1) 洪水 河川の氾濫から身を守るための避難先として、次のいずれかの基準に適合する施設または場所を指定します。 ア 茅ヶ崎市洪水ハザードマップに示された洪水浸水想定区域外にある施設または場所 イ 洪水に対して安全な構造であるとともに、浸水想定区域内であっても想定水位以上の高さに避難スペースがあり、かつ当該スペースまでの有効な避難経路があること。 (2) 土砂災害 崖崩れや土石流、地滑り等の土砂災害から身を守るための避難先として、次のいずれかの基準に適合する施設または場所を指定します。 ア 茅ヶ崎市土砂災害ハザードマップに示された土砂災害（特別）警戒区域外にある施設または場所 イ 警戒区域内であっても建築基準法施行令第80条の3に基づき定めら	て、避難所に必要となる防災用資機材等の整備を進めます。 また、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した備蓄を進めます。 （新設）

新	旧
<u>れている基準、または鉄筋コンクリート造等の極力強固な構造などを備えていること</u> なお、同法で異常な現象のひとつとしている高潮については、今後、高潮浸水想定区域が指定された場合に指定緊急避難場所の指定を検討します。 2 指定避難所の指定 <u>市長は、災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した際に、被災者が一定期間滞在し避難生活を送る施設として、同法施行令第20条の6に定める基準を満たす施設を指定します。</u> <u>本市では、市域に分散配置されており、住民に身近な公立小中学校（32校）を災害対策地区防災拠点と定め、そこを指定避難所として、被災者の避難生活を送る施設とするほか、災害情報の受伝達の拠点、在宅避難者等の避難所外避難者も含めた救援物資を配布する拠点等として活用します。</u> 3 その他の避難所等の確保 (1) 早期避難所 <u>市は、台風等により大雨等が予測される際に、公立小中学校に先立ち、市役所、小出支所、公民館等を早期避難所として開設します。</u> (2) 福祉避難施設 <u>市は、指定避難所での生活が困難な障害者や高齢者等の要配慮者のため、施設がバリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として使用します。</u> <u>市は、福祉避難所を確保するため、社会福祉施設等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。</u> (3) 帰宅困難者一時滞在施設 <u>地震等により多くの滞留者の発生が予測される駅周辺に、滞留者の安全確保と災害関連情報を提供する場所として一時滞在施設を確保します。</u> (5) 2次避難施設 <u>市は、多数の避難者で避難所となる公立小中学校のスペースが不足する場合や、被災等により使用できない避難所が発生した場合に備え、市内の高等学校や企業等と協定を締結し、2次避難施設を確保しています。</u> <u>今後も企業等との協定締結を進め、避難施設の確保に努めるとともに、必要</u>	

新	旧
な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。 4 避難場所等の周知 市は、災害の種別に応じた避難先や避難生活を送るための避難所等について、災害時の円滑な避難行動に資するため、避難所看板や案内板、ハザードマップや市ホームページ等で周知するとともに、防災訓練や防災研修会などの機会を通じて、平常時にあらかじめ確認するよう啓発に努めます。 また、市は、新たに指定緊急避難場所または指定避難所を指定したとき、及び指定を取り消したときは、速やかに県知事に報告するとともに、その旨を公示します。	
P 3 6 第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 第3 道路・橋りょうの整備 <u>建設部、都市部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所</u> 市では、多様な防災上の役割を担う都市計画道路等の整備を推進しています。 都市計画道路等の幅員の広い道路は、防災効果が高く、安全な避難を可能にするとともに、消火、救助・救急活動等における緊急車両の通行、緊急物資等の輸送車両の通行等、その防災上の役割は非常に重要なものとなります。 そこで、市は、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」に基づき、都市計画道路及び幹線市道の整備を推進するとともに、整備済道路については適正に維持管理を行います。 また、橋りょうは、災害時の避難、緊急物資の輸送等に重要な役割を果たすため、機能、安全性の維持が必要です。そのため、市は、「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画」に基づき、バス路線や橋長の比較的長い橋は、定期点検を行い、損傷程度が軽微な段階で、小規模な修繕を行い健全な橋の状態を維持していきます。 また、国道、県道は市域内の主要道路として、災害時にあっても応急対策を進めるうえで、重要な役割を果たすことから、適正に維持管理に努めます。 (削除)	P 3 6 第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 第3 道路・橋りょうの整備 <u>建設部、藤沢土木事務所</u> 市では、多様な防災上の役割を担う都市計画道路の整備を推進しています。 都市計画道路等の広幅員道路は、防災効果が高く、安全な避難を可能にするとともに、消火、救助・救急活動等における緊急車両の通行、緊急物資等の輸送車両の通行等、その防災上の役割は非常に重要なものとなります。 このため、市が整備する都市計画道路及び幹線市道については「茅ヶ崎市道路整備プログラム」に基づき、その整備を推進します。 県は、小出川・千の川について、相模川水系小出川・千の川河川整備計画に基づき、河川整備を推進します。 また、県、市はそれぞれ、緊急輸送道路等の機能確保に向けて、さらなる整備を進めます。 橋りょうは、災害時の避難、緊急物資の輸送等に重要な役割を果たすため、機能、安全性の維持が必要です。そのため、「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画」に基づき、バス路線や橋長の比較的長い橋は、定期点検を行い、損傷程度が軽微な段階で、小規模な修繕を行い健全な橋の状態を維持していきます。 第4 下水道・河川の整備 <u>下水道河川部、藤沢土木事務所</u> 市は、「茅ヶ崎市下水道整備方針」「茅ヶ崎市下水道整備計画」に基づき、雨水管路や雨水ポンプ場等の根幹となる施設の整備を進めるとともに、水環境

新	旧
第4 造成地の災害防止 都市部 1 災害防止に関する指導、監督 <u>造成地に発生する災害の防止は、都市計画法（昭和43年法律第100号）において規定されている宅地造成、開発許可等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通して行います。</u> 第5 地盤沈下の防止 環境部 地盤沈下は、<u>地下水の過剰揚水に起因する現象であり、一度発生すると地盤は復元しません。このため、市は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により地下水の過剰な採取を抑制して、その未然防止に努めます。</u> 1 地盤の監視、地下水採取に関する指導 <u>市は、地盤沈下把握のため、水準測量を行い、地盤の変動量の調査を行います。</u> <u>また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の揚水施設を設置して地下水を採取している者は、地下水の採取量の測定及び水位の測定を行います。</u>	<u>に配慮し降雨の流出を抑制する貯留施設等の整備を進めます。</u> <u>また、千ノ川や駒寄川については「茅ヶ崎市下水道整備計画」及び「茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画」に基づき、河川整備を推進します。</u> <u>県は、河川改修、堤防の整備等により治水対策を推進します。</u> （新設） （新設）
P38 第3章 災害に強いまちづくり 第2節 治水対策 <u>国、県、市は、浸水対策（河川、公共下水道の整備）、高潮対策等、あらゆる水害予防対策に取り組み、「災害に強いちがさき」を実現していきます。</u> 【現状】 <u>○国、県、市は各種計画等に基づき、浸水対策（河川、公共下水道の整備）、高潮対策等の治水対策に取り組んでいます。</u> ○市は、県と連携した高潮対策に取り組んでいます。 （削除） （削除）	P38 第3章 災害に強いまちづくり 第2節 治水対策 <u>市は、洪水ハザードマップによる被害想定を踏まえた水害予防対策を構築します。</u> <u>また、高潮対策や造成地の災害防止、地盤沈下等、あらゆる水害予防対策に取り組み、「災害に強いちがさき」を実現していきます。</u> 【現状】 <u>○市は、洪水ハザードマップを平成20年3月に発行しています。</u> ○市は、県と連携した高潮対策に取り組んでいます。 ○市は、開発行為を行う者に対して、当該行為等に起因する災害の発生を防止し、または軽減するため、的確な指示・指導を行っています。 ○市は、地盤沈下把握のため、水準測量を行い、地盤の変動量の調査を行っています。

新	旧
○県は、高潮等による浸食対策として、養浜事業に取り組んでいます。 ○国、県、市等は協力・連携し、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を進めています。 【課題】 ○近年、全国各地で水害が頻発、激甚化しているとともに、短時間強雨が増加傾向にある中、計画規模降雨に対応した河川等の整備が完了していない区間等があり、更なる治水対策が必要です。 ○（略） 【取り組みの方向】 第1 水害対策 <u>市民安全部、経済部、建設部、下水道河川部、京浜河川事務所、藤沢土木事務所、横浜地方気象台、防災関係機関</u> （削除） 1 大規模氾濫減災協議会 (1) 組織体制 <u>国及び県は、水防法第15条の9第1項及び同条の10第1項の規定に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織します。</u> <u>また、市及び横浜地方気象台は大規模氾濫減災協議会に参画するとともに、防災関係機関は必要に応じて大規模氾濫減災協議会に参画します。</u>	○県は、高潮等による浸食対策として、養浜事業に取り組んでいます。 （新設） 【課題】 ○洪水ハザードマップの市民への更なる周知及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設等との情報伝達体制の整備が必要です。 （略） 【取り組みの方向】 第1 水害対策 <u>市民安全部、経済部、建設部、下水道河川部、藤沢土木事務所</u> 1 洪水ハザードマップの整備 (1) 相模川版 <u>国土交通省京浜河川事務所が公表した「相模川浸水想定区域図」（想定雨量：概ね150年に1回起こる程度の大雨、相模川の流域、厚木地点上流域で2日間の総雨量459mm）をもとに、大雨時に相模川がはん濫した場合の浸水想定や浸水深（色別）、避難所等を示しています。</u> (2) 小出川・千ノ川・駒寄川及び内水版 <u>神奈川県が作成した「小出川・千ノ川浸水想定区域図」（想定雨量：概ね50年に1度程度起こる大雨、24時間雨量239mm、ピーク1時間雨量81mm）及び、茅ヶ崎市が作成した「小出川・千ノ川・駒寄川および内水浸水予想区域図」（想定雨量：県と同じ）をもとに、市内における浸水予想区域や浸水深（色別）、避難所等を示したものです。</u> （新設）

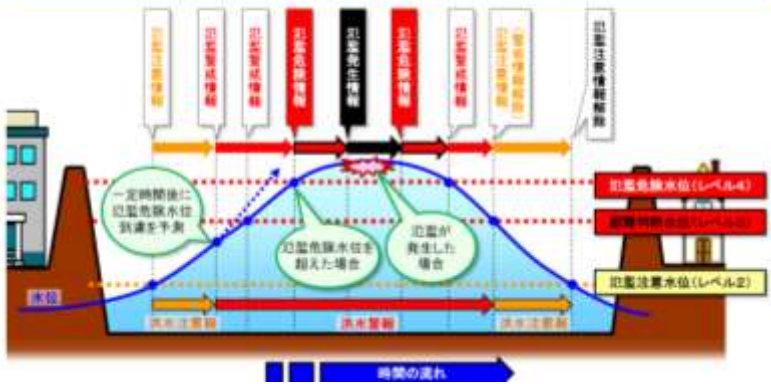
新	旧
(2) 取組方針 大規模氾濫減災対策協議会は、洪水氾濫による被害の軽減を図るため、ハード・ソフト一体となった対策（多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項）について関係者が協議し、取組方針として取りまとめます。 (3) 取組の推進 国、県、市等は、水防法第15条の9第3項及び同条の10第3項の規定に基づき、大規模氾濫減災協議会において取りまとめた取組方針を尊重し、その取組を推進します。 2 河川・下水道の整備 河川管理者及び下水道管理者は、大規模氾濫減災協議会において取りまとめた取組方針及び各種整備方針、計画等に基づき、河川等の整備を推進し、治水機能の向上を図ります。 3 雨水排水対策 (略) (5) 道路冠水対策 道路管理者は、定期的に道路側溝を浚渫、清掃し、道路冠水の予防に努めます。 (略) 第2 高潮対策 企画部、経済部、藤沢土木事務所、京浜河川事務所 国及び県は、海岸高潮対策として、養浜、突堤、護岸等の整備を進めます。 (略) (削除) (削除)	2 河川改修等 (1) 治水機能の向上 市及び河川管理者は、都市の安全性を確保するため、河川改修等により治水機能の向上を図ります。 (2) 堤防整備の要望 市は、相模川水系における堤防整備について、河川管理者である国・県に対して、引き続き要望します。 3 雨水排水対策 (略) (5) 道路冠水対策 市は、定期的に道路側溝を浚渫、清掃し、道路冠水の予防に努めます。 (略) 第2 高潮対策 企画部、経済部、藤沢土木事務所 県は、海岸高潮対策として、養浜、突堤、護岸等の整備を進めます。 (略) 第3 造成地の災害防止 都市部 1 災害防止に関する指導、監督 造成地に発生する災害の防止は、都市計画法（昭和43年法律第100号）において規定されている宅地造成、開発許可等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通して行います。 第4 地盤沈下の防止 環境部 地盤沈下は、地下水の過剰揚水に起因する現象であり、一度発生すると地盤は復元しません。このため、市は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により地下水の過剰な採取を抑制して、その未然防止に努めます。

新	旧
	<u>1 地盤の監視、地下水採取に関する指導</u> 市は、地盤沈下把握のため、水準測量を行い、地盤の変動量の調査を行います。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の揚水施設を設置して地下水を採取している者は、地下水の採取量の測定及び水位の測定を行います。
P 4 0 第3章 災害に強いまちづくり 第3節 風害対策 第2 街路樹の風害対策 <u>建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所</u> <u>道路管理者は、街路樹の風害予防措置としては、定期的な剪定を実施するとともに、必要に応じて支柱で補強する等の措置を講じます。なお、台風等に備え、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束の点検等の対策を講じます。</u> 第3 (略) 第5 飛砂対策 <u>藤沢土木事務所</u> <u>県は、大磯から藤沢市鵠沼の区間11キロ、85ヘクタール余りにわたる湘南海岸一体の砂防林を適正に維持管理することで、周辺住民及び公共施設を飛砂、潮風の害から守るとともに、緑豊かな自然環境の保全に取り組みます。</u> (削除)	P 4 0 第3章 災害に強いまちづくり 第3節 風害対策 第2 街路樹の風害対策 <u>建設部、藤沢土木事務所</u> <u>街路樹の風害予防措置としては、定期的な剪定を実施することを基本とし、必要に応じて支柱で補強する等の措置を講じます。なお、台風等に備え、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束の点検等の対策を講じます</u> 第3 (略) 第5 飛砂対策 <u>藤沢土木事務所</u> <u>県は、大磯から藤沢市鵠沼の区間11キロ、85ヘクタール余りにわたる湘南海岸一体に砂防林を設置し、周辺住民及び公共施設を飛砂、潮風の害から守るとともに、緑豊かな自然環境の保全に取り組みます。</u> 第6 延焼火災対策 <u>消防部、消防団</u> <u>市は、強風時の延焼拡大防止のため、茅ヶ崎市消防計画に基づき消防力の整備強化を図り、延焼予防に努めます。また、地域における初期消火能力の向上を図るため、自主防災組織や防災リーダーと連携し、ホース格納箱や小型軽量ポンプ等の周知や取扱訓練を実施し、地域消防力の強化に努めます。</u>
P 4 2 第3章 災害に強いまちづくり 第4節 土砂災害警戒区域等の予防対策 市は、土砂災害警戒区域あるいは急傾斜地崩壊危険区域等の指定について県と連携し取り組むとともに、避難勧告等の発令基準及び発令対象区域を設定する等、避難を主軸とした<u>対策を進め</u>、「災害に強いちがさき」を実現していきま	P 4 2 第3章 災害に強いまちづくり 第4節 土砂災害警戒区域等の予防対策 市は、土砂災害警戒区域あるいは急傾斜地崩壊危険区域等の指定について県と連携し取り組むとともに、避難勧告等の発令基準及び発令対象区域を設定する等、避難を主軸とした<u>対策の整備を進め</u>、「災害に強いちがさき」を実現して

新	旧
す。 【現状】 (略) 【課題】 ○<u>土砂災害に注意が必要な地域に居住、滞在する市民に対し、がけ崩れ及び土石流の危険性の周知が必要です。</u> ○市は、<u>土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保するため、土砂災害ハザードマップに基づき、警戒避難体制を整備することが必要です。</u> 【取り組みの方向】 第1 危険箇所の予防対策 <u>市民安全部、都市部、建設部、消防部、消防団、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察署</u> 1 危険箇所の調査・把握 市は、がけ崩れ、土石流等により危険が想定される箇所を、県や防災関係機関と連携し、調査・把握します。 県は、住民に土砂災害の危険性を認識してもらうため、<u>土砂災害警戒区域等の調査の結果について公表します。</u> 2 所有者等の安全対策 市は、<u>住民または地権者に対し必要に応じて危険箇所における必要な安全対策について指導助言を行います。</u> 第2 警戒避難体制の整備 <u>市民安全部、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署</u> 1 警戒避難体制の整備 (略) 2 土砂災害ハザードマップの活用 市は、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備の一環として、土砂災害警戒区域等や風水害時の避難場所等を地図上に示した「土砂災害ハザードマップ」を配布することで、風水害時における住民避難の促進を促し、人的被害の軽減を図ります。 (略)	いきます。 【現状】 (略) 【課題】 ○注意が必要な地域に居住、滞在する市民に対し、がけ崩れ及び土石流の危険性の周知が必要です。 ○市は、<u>土砂災害警戒区域等が指定されたときは、当該警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、警戒避難体制を整備することが必要です。</u> 【取り組みの方向】 第1 危険箇所の予防対策 <u>市民安全部、都市部、建設部、消防部、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察署</u> 1 危険箇所の調査・把握 市は、がけ崩れ、土石流等により危険が想定される箇所を、県や防災関係機関と連携し、調査・把握します。 県は、住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、<u>土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、土砂災害警戒区域等指定のために必要な基礎調査の結果について速やかに公表します。</u> 2 所有者等の安全対策 市は、必要に応じて危険箇所における必要な安全対策について指導助言します。 第2 警戒避難体制の整備 <u>市民安全部、消防部、茅ヶ崎警察署</u> 1 警戒避難体制の整備 (略) 2 土砂災害ハザードマップの作成及び活用 市は、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備の一環として、土砂災害警戒区域等や風水害時の避難場所等を地図上に示した「土砂災害ハザードマップ」を作成し、公表することで、風水害時における住民避難の促進を促し、人的被害の軽減を図ります。 (略)

新	旧
3 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達 (略) 4 避難措置 市は、土砂災害の発生するおそれのある場合、または<u>二次災害が発生し</u>、その被害が拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を発令し、被害の未然防止あるいは拡大防止を図ります。 第3 かけ崩れ対策 <u>市民安全部、都市部、藤沢土木事務所</u> 1 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止 急傾斜地の崩壊が助長または誘発されるおそれがあり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び関連基準に適合する場合は、<u>市は、急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊対策工事の実施、区域内の行為制限等について県に要望</u>するとともに、区域内のかけ崩れ等を未然に防ぐために<u>協力</u>します。 また、県は、<u>急傾斜地崩壊危険区域等について被害規模が大きいと予測される箇所等から計画的に土砂災害防止施設の整備を進めます。</u> 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 県は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を<u>聴いて、土砂災害警戒区域等</u>を指定します。 (略) また、市は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制を行います。	3 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達 (略) 4 避難措置 市は、土砂災害の発生するおそれのある場合、または<u>急傾斜地が崩壊し</u>、その被害が拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて<u>避難準備情報、避難勧告または指示</u>を発令し、被害の未然防止あるいは拡大防止を図ります。 第3 かけ崩れ対策 <u>市民安全部、都市部、藤沢土木事務所</u> 1 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止 急傾斜地の崩壊が助長または誘発される恐れがあり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び関連基準に適合する場合は、<u>市が窓口となり、県による「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、急傾斜地崩壊対策工事の実施、区域内の行為制限等について要望</u>するとともに、区域内のかけ崩れ等を未然に防ぐための<u>協力</u>を行います。 また、県は、<u>土石流危険渓流についても災害の発生状況や危険性が高いと予想される箇所等から災害防止工事を進めます</u> 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 県は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を<u>聞いて、土砂災害警戒区域</u>を指定します。 (略) また、市は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制を行います。 <u>平成27年10月1日現在、市では、土砂災害警戒区域が54区域、土砂災害特別警戒区域が3区域指定されています。</u>
P45 第4章 平常時の対策 第1節 災害対策本部機能の強化 (略) 【取り組みの方向】 第1 災害対策本部の機能強化 <u>企画部、財務部、市民安全部</u> 1～3 (略) 4 災害対策本部における災害情報の共有 <u>市は、応急対策活動に係わる関係者間で、災害の状況に係る認識の統一を図り、組織的かつ効率的に応急対策活動を進めるために、災害情報を集約し関係者間で共有することができ体制を整備します。</u>	P45 第4章 平常時の対策 第1節 災害対策本部機能の強化 (略) 【取り組みの方向】 第1 災害対策本部の機能強化 <u>企画部、財務部、市民安全部</u> 1～3 (略) (新設)

新	旧																						
第3 業務継続体制の確保 <u>市民安全部</u> 市は、災害発生時の応急対策活動の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や防災用資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、茅ヶ崎市業務継続計画震災編の策定により、業務継続体制の確保を図ります。	第3 業務継続体制の確保 <u>市民安全部</u> 市は、災害発生時の応急対策活動の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や防災用資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、茅ヶ崎市業務継続計画震災編の策定により、業務継続性の確保を図ります。																						
P 4 6 第4章 平常時の対策 第2節 水防対策 (略) 【取り組みの方向】 (略)	P 4 6 第4章 平常時の対策 第2節 水防対策 (略) 【取り組みの方向】 (略)																						
第1 水防責任 <u>市民安全部、消防部、消防団</u> (略)	第1 水防責任 <u>市民安全部、消防部</u> (略)																						
第2 重要水防区域 <u>市民安全部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所</u> 1 重要水防区域 市内の河川のうち、特に水防上警戒または防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。	第2 重要水防区域 <u>市民安全部、下水道河川部、消防部、藤沢土木事務所</u> 1 重要水防区域 市内の河川のうち、特に水防上警戒または防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。																						
<table><tr><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">管理者名</th><th rowspan="2">管理延長</th><th colspan="2">重要水防区域</th></tr><tr><th>箇所</th><th>延長</th></tr><tr><td>相模川</td><td>国土交通省</td><td>6.60km</td><td>35</td><td>5,098m</td></tr><tr><td>小出川</td><td>藤沢土木</td><td>11.25km</td><td>13</td><td>10,549m</td></tr><tr><td>千の川</td><td>藤沢土木</td><td>1.70km</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域		箇所	延長	相模川	国土交通省	6.60km	35	5,098m	小出川	藤沢土木	11.25km	13	10,549m	千の川	藤沢土木	1.70km	-	-	
河川名				管理者名	管理延長	重要水防区域																	
	箇所	延長																					
相模川	国土交通省	6.60km	35	5,098m																			
小出川	藤沢土木	11.25km	13	10,549m																			
千の川	藤沢土木	1.70km	-	-																			
出典：「平成29年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「平成29年度神奈川県水防計画（神奈川県）」	「平成27年4月 神奈川県水防計画」																						
(削除) (略)	※階級のAとは「水防上最も重要な区間」、Bとは「水防上重要な区間」をいう。 ※相模川、国土交通省管理は、神川橋上流端から海上まで																						

新	旧															
(略) ※千の川、藤沢土木管理は、梅田橋から小出川合流点まで (削除) 第3 指定河川洪水予報 横浜地方气象台、京浜河川事務所 1 定義 (略) 相模川については、下流は京浜河川事務所と横浜地方气象台が、中流は県と横浜地方气象台が共同で次の「2洪水予報の種類」の標題により発表します。 2 洪水予報の種類 <table><tr><th>洪水予報の種類(種類)</th><th>発表基準</th><th>市町村・住民に求める対応の段階</th></tr><tr><td>①川位急激な増水 (洪水注意)</td><td>氾濫の発生(レベル5) (氾濫水の予報)</td><td>氾濫水への警戒を要する段階</td></tr><tr><td>②川位急激な増水 (洪水注意)</td><td>氾濫危険水位(レベル4)に到達</td><td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を要する段階</td></tr><tr><td>③川位急激な増水 (洪水注意)</td><td>一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が予測される場合、あるいは氾濫危険水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が予測される場合</td><td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を要する段階</td></tr><tr><td>④川位急激な増水 (洪水注意)</td><td>氾濫危険水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が予測される場合</td><td>氾濫の発生に対する注意を要する段階</td></tr></table>  (出典：気象庁HP)	洪水予報の種類(種類)	発表基準	市町村・住民に求める対応の段階	①川位急激な増水 (洪水注意)	氾濫の発生(レベル5) (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を要する段階	②川位急激な増水 (洪水注意)	氾濫危険水位(レベル4)に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を要する段階	③川位急激な増水 (洪水注意)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が予測される場合、あるいは氾濫危険水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が予測される場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を要する段階	④川位急激な増水 (洪水注意)	氾濫危険水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が予測される場合	氾濫の発生に対する注意を要する段階	※小出川、藤沢土木管理は、諸の木橋から相模川合流点まで ※千ノ川、藤沢土木管理は、梅田橋から小出川合流点まで ※千ノ川、茅ヶ崎市管理は、千ノ川橋から梅田橋上流端まで(千ノ川橋より上流は排水路における茅ヶ崎市管理) 第3 洪水予報 市民安全部、下水道河川部、消防部、藤沢土木事務所 1 定義 (略) 相模川については、下流は京浜河川事務所と横浜气象台が、中流は県と横浜气象台が共同で次の「2洪水予報の種類」の標題により発表します。 2 洪水予報の種類 (略)
洪水予報の種類(種類)	発表基準	市町村・住民に求める対応の段階														
①川位急激な増水 (洪水注意)	氾濫の発生(レベル5) (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を要する段階														
②川位急激な増水 (洪水注意)	氾濫危険水位(レベル4)に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を要する段階														
③川位急激な増水 (洪水注意)	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が予測される場合、あるいは氾濫危険水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が予測される場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を要する段階														
④川位急激な増水 (洪水注意)	氾濫危険水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が予測される場合	氾濫の発生に対する注意を要する段階														
第4 水防警報 市民安全部、消防部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 (略) 4 洪水予報河川、水位周知河川	第4 水防警報 市民安全部、下水道河川部、消防部、消防団、藤沢土木事務所 (略) 4 水位情報の通知及び周知を行う河川															

新							旧
(1) 洪水予報河川（水防法第10条第2項及び第11条第1項）							(略)
河川名	観測所名	管理者名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
相模川（下流）	神川橋	国土交通省	4.50	5.50	7.80	8.70	
相模川（中流）	相模大橋	神奈川県	3.70	4.30	5.80	6.50	
(2) 水位周知河川（水防法第13条第1項及び第2項）							
河川名	観測所名	管理者名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	
小出川	新鶴嶺橋	神奈川県	1.40	2.00	2.50	2.70	
	一ツ橋	神奈川県	2.40	2.90	2.90	3.00	
千の川	梅田橋	神奈川県	1.20	1.90	1.90	2.20	
第5 防災関係機関との連絡体制の整備（略）							第5 防災関係機関との連絡体制の整備（略）
P50 第4章 平常時の対策 第3節 災害情報受伝達体制の充実 【現状】 （略） ○京浜河川事務所では、雨量、水位情報に加え、相模川神川橋水位観測所、銀河大橋、平太夫新田、中島、相模川河口に河川監視カメラを設置して、リアルタイムで河川映像情報を提供しています。 （略） 【取り組みの方向】							P50 第4章 平常時の対策 第3節 災害情報受伝達体制の充実 【現状】 （略） ○京浜河川事務所では、雨量、水位情報に加え、相模川神川橋及び湘南大橋に河川監視カメラを設置して、リアルタイムで河川映像情報を提供しています。 （略） 【取り組みの方向】
第1 防災気象情報等の受理伝達（略）							第1 防災気象情報等の受理伝達（略）
P53 第4章 平常時の対策							P53 第4章 平常時の対策

新		旧	
第4節 災害情報受伝達体制の充実 3 茅ヶ崎市の特別警報・警報・注意報発表基準		第4節 災害情報受伝達体制の充実 3 茅ヶ崎市の特別警報・警報・注意報発表基準 (略)	
警報・注意報発表基準一覧表 平成29年7月7日現在 発表官署：横浜地方気象台			
茅ヶ崎市	対象予報区	神奈川県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	湘南	
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 143
	洪水	流域雨量指数基準	千の川流域=9.2、小出川流域=14.8
		適合基準*	—
		指定河川洪水予報による基準	相模川下流〔神川橋〕、相模川中流〔相模大橋〕
	暴風	平均風速	陸上 25m/s
			海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 25m/s 雪を伴う
			海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	5.0m
	高潮	潮位	1.5m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	85
		流域雨量指数基準	千の川流域=7.3、小出川流域=11.8
	洪水	適合基準*	—
		指定河川洪水予報による基準	相模川下流〔神川橋〕
	強風	平均風速	陸上 12m/s
			海上 12m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う
			海上 12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	2.5m
	高潮	潮位	1.3m
	雪	降雪等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上 100m
	乾燥	最小湿度35%	実効湿度55%
	なだれ		
	低温	夏期：最低気温16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下	
	霜	最低気温4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日	
	霜氷・着雪	強い霜氷(雪)が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm
		*(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。	
(出典：気象庁HP)			
※表面雨量指数 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。		(新設)	

新	旧
○市は、 <u>計画規模降雨による浸水想定区域の公表を踏まえ、洪水ハザードマップを作成しています。</u>	(新設)
○市は、 <u>土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、土砂災害ハザードマップを作成しています。</u>	(新設)
(略)	(略)
(削除)	○市は、市役所、小出支所、萩園ケアセンター及び公民館を早期避難所として指定しています。
○市は、 <u>公立小・中学校等の公共施設や民間施設を、避難所として施設の整備や備蓄の充実を図っています。</u>	○避難所として、 <u>公立小・中学校の公的施設、広域避難場所としてゴルフ場や公園等の指定を行い、施設の整備や備蓄強化を図っています。</u>
【課題】	【課題】
○市は、 <u>想定最大規模降雨による洪水等の浸水等想定を踏まえ、防災関係機関等と協力・連携し、「逃げ遅れゼロ」を目指した効果的な避難対策を講じる必要があります。</u>	(新設)
○市は、 <u>想定最大規模降雨による浸水想定区域図の公表を踏まえ、ハザードマップを作成し、避難に必要な事項等を住民等に周知する必要があります。</u>	(新設)
○市は、 <u>土砂災害ハザードマップをもとに、更なる避難体制の整備を図る必要があります。</u>	(新設)
○市は、 <u>防災関係機関と協力・連携し、災害発生を前提とした避難計画を作成する必要があります。</u>	(新設)
(略)	(略)
○在宅避難者や <u>車中泊等の避難所外避難者</u> に対する支援が必要です。	○在宅避難者や避難所外避難者に対する支援が必要です。
(略)	(略)
【取り組みの方向】	【取り組みの方向】
第1 <u>ハザードマップの作成</u> <u>市民安全部</u>	(新設)
1 <u>洪水等ハザードマップの作成</u>	
市は、 <u>洪水時等における円滑かつ迅速な避難確保を図るため、水防法第15条第3項に基づき、浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難経路等について、住民等に周知するためのハザードマップを作成します。なお、同規定に基づき、土砂災害防止法第7条第1項の土砂災害警戒区域等を含むハザードマップを作成するものとします。</u>	
2 <u>土砂災害ハザードマップの作成</u>	

新	旧
市は、土砂災害時における迅速かつ円滑な避難確保を図るため、土砂災害防止法第8条第3項に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害における情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難経路等について、住民等に周知するためのハザードマップを作成します。	
第2 避難計画等 <u>各部、防災関係機関、自主防災組織</u>	(新設)
1 タイムライン（防災行動計画）の作成	
市、防災関係機関及び自主防災組織は、災害の発生を前提に、各機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画であるタイムライン（防災行動計画）を作成します。	
 タイムライン（防災行動計画）作成イメージ（出典：国土交通省HPより）	
2 マニュアル等の整備 <u>各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所</u>	

新	旧
市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難勧告に関するガイドライン（平成２９年１月内閣府）」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成２７年４月国土交通省）」等を参考とし、避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等について、マニュアル等を整備します。 また、国、県は、市が発令する避難勧告等に関して、災害に関する情報等の必要な助言を行うため、ホットライン（緊急時直通電話）を運用できる体制を整備します。 ３ 避難訓練 市、防災関係機関及び自主防災組織等は、「逃げ遅れゼロ」を目指し、ハザードマップを活用した避難訓練を実施し、避難情報の伝達・周知、避難のタイミング、避難方法、避難場所、避難経路等について確認することで、避難体制の向上に努めます。 また、市は、地域において自主防災組織等が主体的に実施する避難訓練について、必要な支援・助言を行います。 第３ 河川等のリスク情報の把握 <u>市民安全部、下水道河川部、消防部、藤沢土木事務所、京浜河川事務所、消防団、自主防災組織</u> １ 河川等の共同点検 市、防災関係機関、自主防災組織等は、出水時における的確な水防活動及び避難行動の推進を目的とし、洪水予報河川、水位周知河川における特に注意すべき箇所（重要水防箇所等）及び土砂災害警戒区域等について、毎年、共同点検による点検を行い、その危険性等について共通認識を図ります。 ２ 水害リスク情報の周知等 市は、水防法第１５条の１１に基づき、住民等の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市域に係る河川のうち、洪水予報河川、水位周知河川に指定されている以外の河川（うち、千ノ川の市管理区間）について、河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等の把握に努めます。また、市は、当該河川の浸水実績等を把握した際は、水害リスク情報として住民に周知します。 第４ 避難所の整備 <u>総務部、市民安全部、教育部</u> 市は、公立小・中学校３２校の地区防災拠点の他に、風水害対策に係る早期避難所として、市役所、小出支所、公民館（５館）、萩園ケアセンターを開設し	（新設） 第１ 避難所の整備 <u>総務部、市民安全部、教育部</u> 市は、公立小・中学校３２校の地区防災拠点の他に、風水害対策に係る早期避難所（市役所・小出支所・公民館５施設・萩園ケアセンター）を指定してい

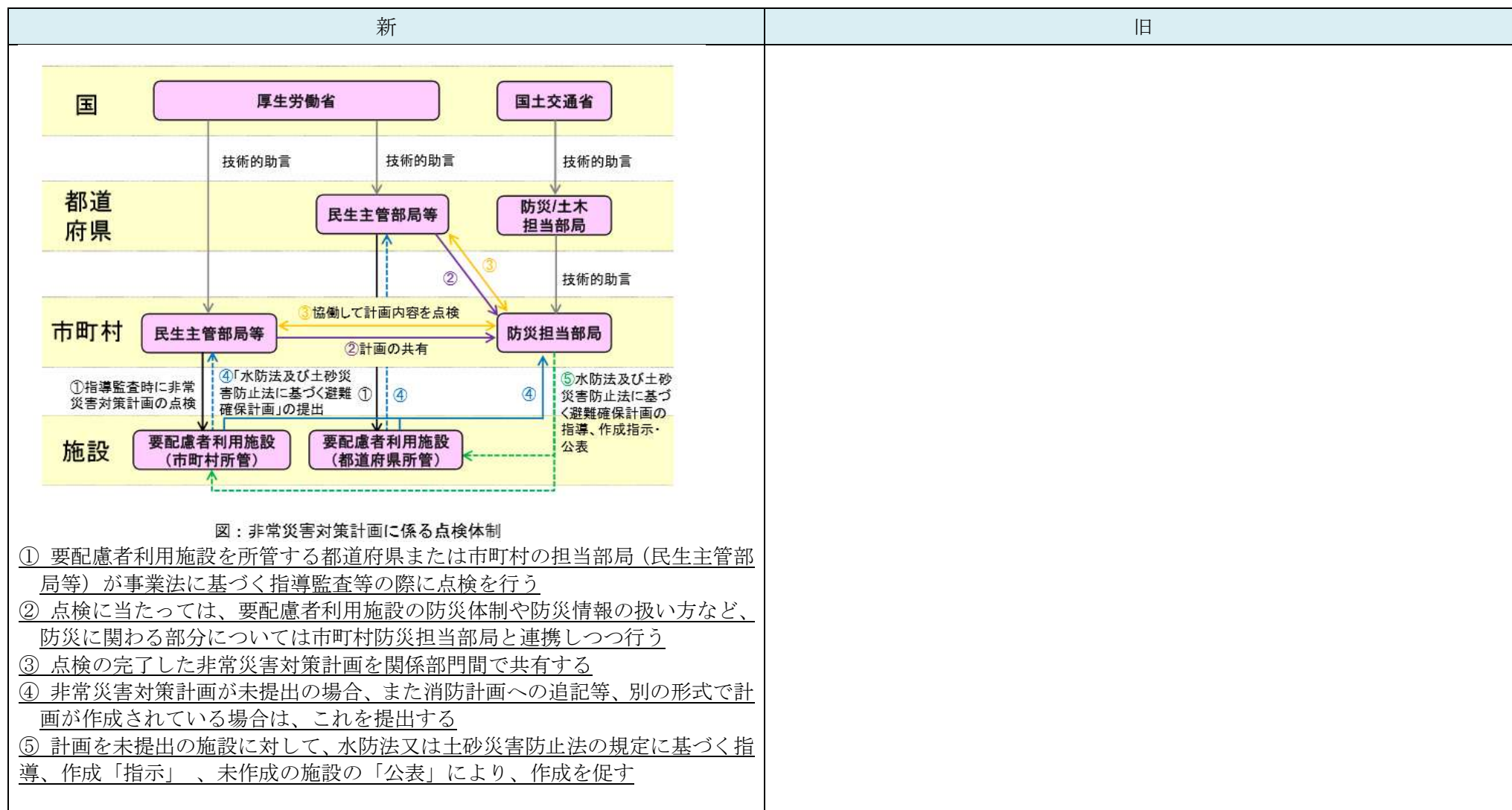
新	旧
ます。 また、市は、要配慮者等、避難生活の長期化や負担軽減を目的に、<u>社会福祉施設等と福祉避難所に係る協定を締結</u>しています。 第5 避難所運営の強化 <u>市民安全部</u> 1 地区防災拠点打合せ 市は、地区防災拠点打合せを開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員の顔合わせを行い、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、<u>避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認</u>します。 2 避難所運営体制の整備 (略) 第6 防災用資機材等の整備 (略) 第7 要配慮者に配慮した支援対策 (略) 第8 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 <u>配備職員、自主防災組織</u> (略) また、女性専用スペースや女性用洗濯場の確保、女性用物資の配布方法等に十分配慮するよう努めるとともに、<u>安全性の確保を図ります</u>。 第9 ペット対策 <u>保健所部</u> (略) 第10 在宅避難者、避難所外避難者へ対する支援 <u>市民安全部、保健所部</u> 災害発生時には、在宅避難者や<u>車中泊等の避難所外避難者</u>が多く発生することが想定されます。 市は、在宅避難者や<u>車中泊等の避難所外避難者</u>の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知、市外へ避難した市民（以下「市外	ます。 また、要配慮者等、避難生活の長期化や負担軽減を目的に、<u>協定に基づき2次避難所を指定</u>しています。 第2 避難所運営の整備・強化 <u>市民安全部</u> 1 地区防災拠点打合せ 市は、地区防災拠点打合せを開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員の顔合わせを行い、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、<u>避難所における意識統一を図ります</u>。 (略) 2 避難所運営委員会の整備 (略) 第3 防災用資機材等の整備 (略) 第4 要配慮者に配慮した支援対策 (略) 第5 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 <u>配備職員、自主防災組織</u> (略) また、女性専用スペースや女性用洗濯場の確保、女性用物資の配布方法等に十分配慮するよう努めます。 第6 ペット対策 <u>環境部</u> (略) 第7 在宅避難者、避難所外避難者へ対する支援 <u>市民安全部</u> 災害発生時には、在宅避難者や<u>避難所外避難者</u>が多く発生することが想定されます。 市は、在宅避難者や<u>避難所外避難者</u>の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知、市外へ避難した市民（以下「市外避難者」とい

新	旧
避難者」という。)の把握等の支援体制の整備を図ります。 (略)	う。)の把握に努めるよう体制の整備を図ります。 (略)
第11 応急仮設住宅の整備 市民安全部、福祉部、都市部、建設部	第8 応急仮設住宅の整備 市民安全部、保健福祉部、都市部、建設部
P 5 9 第4章 平常時の対策 第5節 要配慮者対策 【現状】 ○市は、台風や集中豪雨等の風水害に伴う被害の発生が予想されるときは、<u>避難勧告等を発令します。</u> ○(略) ○市は、<u>避難行動要支援者に対し、適切かつ迅速な避難支援、安否確認等ができるよう、基本的な方針や対策等を定めた「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」を策定しています。</u> ○市は、<u>「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」に基づき、「避難行動要支援者支援制度」を運用しています。</u> 【課題】 ○(略) ○市は、避難所等では生活が困難な<u>要配慮者</u>が必要な支援を受けられるよう、福祉避難所の指定の拡充が必要です。 ○(略) ○(略) ○(略) ○<u>要配慮者利用施設は、利用者の洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が必要です。</u> ○市は、<u>要配慮者利用施設の利用者が洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることができるよう、必要な支援・点検体制を構築する必要があります。</u> 【取り組みの方向性】	P 5 9 第4章 平常時の対策 第5節 要配慮者対策 【現状】 ○市は、台風や集中豪雨等の風水害に伴う被害の発生が予想されるときは、<u>「避難準備情報」（避難行動要支援者避難）を発令します。</u> ○(略) ○市は、<u>障害者や一人暮らしの高齢者等、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して、災害時に地域の中で支援を受けられるようにする災害時要援護者支援制度を定めています。</u> 【課題】 ○(略) ○市は、避難所等では生活が困難な<u>障害者・高齢者等</u>が必要な支援を受けられるよう、福祉避難所の指定の拡充が必要です。 ○(略) ○(略) ○(略) (新設) (新設) 【取り組みの方向性】

新	旧
第1 避難対策 <u>市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、消防部、消防団、保健所部、要配慮者利用施設</u> 1 避難準備・高齢者等避難開始の発令体制の整備 市は、災害の発生に備え必要があると認めるときは、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、避難準備・高齢者等避難開始を的確に発令できるよう、その体制を整備します。 2 要配慮者利用施設に対する洪水予報等及び土砂災害に関する情報等の伝達体制の整備 市は、水防法15条第1項または土砂災害防止法第8条第1項に基づき定める、<u>浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域）または土砂災害警戒区域内における社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）でその利用者の洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認める要配慮者利用施設（以下、「本計画資料編に定める要配慮者利用施設」という。）の所有者または管理者に対し、洪水予報等または土砂災害に関する情報等を伝達するため、その体制を整備します。</u> (1) 要配慮者利用施設の範囲 (略) 「要配慮者利用施設の範囲」表中（※1）の、具体的な施設の種類の、概ね次のとおりとします。 (略) 3 避難誘導体制の整備 (略) 4 要配慮者利用施設利用者の避難確保体制の整備 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利用者の避難確保の体制整備を図ります。 5 避難所生活の支援体制の整備 (略) 第2 障害者・高齢者等への対応 <u>市民安全部、福祉部</u> (略)	第1 避難対策 <u>市民安全部、文化生涯学習部、保健福祉部、こども育成部、消防部</u> 1 避難準備情報の発令体制の整備 市は、災害の発生に備え必要があると認めるときは、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、避難準備（避難行動要支援者避難）情報を的確に発令できるよう、その体制を整備します。 2 要配慮者施設に対する洪水予報等及び土砂災害に関する情報等の伝達体制の整備 市は、水防法15条又は土砂災害防止法第8条に基づき、<u>高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設、学校及び医療施設等（以下「要配慮者施設」という。）に対し、洪水時または土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等及び土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備します。</u> (1) 要配慮者施設等の範囲 (略) 前記「要配慮者施設」の範囲」表中（※1）の、具体的な施設の種類の、概ね次のとおりとします。 (略) 3 避難誘導 (略) 4 社会福祉施設利用者の避難誘導 保育所や各種通所施設等の施設管理者は、<u>乳幼児や利用者等の安全確保を図り、必要に応じて避難所等へ避難誘導を実施します。</u> 5 避難所生活の支援 (略) 第2 障害者・高齢者等への対応 <u>市民安全部、保健福祉部</u> (略)

新	旧
第3 妊産婦及び乳幼児への対応 <u>保健所部</u> (略) 第5 <u>要配慮者利用施設の安全確保</u> <u>市民安全部、要配慮者利用施設所管部、要配慮者利用施設</u> <u>要配慮者利用施設は、その利用者の安全確保を図るとともに、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが重要です。</u> 1 <u>安全確保対策</u> (1) <u>防災設備等の整備</u> <u>要配慮者利用施設は、電気、水道等の供給停止に備えて、利用者等の最低限の生活維持に必要な飲料水、食料及び生活必需物資等の備蓄に努めます。また、施設及び防災設備の機能維持のための非常用自家発電設備や防災用資機材の整備に努めます。</u> (2) <u>防災教育・訓練の充実</u> <u>施設管理者は、職員や利用者が災害時の安全確保に必要な基礎的知識を習得するために、定期的に防災教育を実施します。また、職員や利用者が災害時の切迫した状況下でも適切な行動が取れるよう、各施設の構造や利用者の状況に応じた防災訓練を定期的に実施します。</u> (3) <u>緊急連絡体制の整備</u> <u>要配慮者利用施設は、消防機関等への迅速な通報・連絡が行えるよう、緊急時における情報伝達方法を確立するとともに、市への被災状況報告等、情報受伝達の連絡体制を整備します。また、災害時には施設相互で連携、協力して応急対策活動にあたるよう体制を整備します。</u> 2 <u>避難確保計画の作成等</u> <u>本計画資料編に定める要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水防法第15条の3または土砂災害防止法第8条の2に基づき、利用者の洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（以下、「避難確保計画」という。）等を行います。</u> (1) <u>避難確保計画の作成</u> <u>本計画資料編に定める要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第1項また</u>	第3 妊産婦及び乳幼児への対応 <u>こども育成部</u> (略) 第5 <u>社会福祉施設の安全確保</u> <u>施設管理者</u> <u>入所施設及び通所施設等の各種社会福祉施設においては、その利用者の安全確保を図るとともに、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが重要です。</u> 1 <u>防災設備等の整備</u> <u>施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、利用者等の最低限の生活維持に必要な飲料水、食料及び生活必需物資等の備蓄に努めます。また、施設及び防災設備の機能維持のための非常用自家発電設備や防災用資機材の整備に努めます。</u> 2 <u>防災教育・訓練の充実</u> <u>施設管理者は、職員や利用者が災害時に必要な基礎的知識を習得するために、定期的に防災教育を実施します。また、職員や利用者が災害時の切迫した状況下でも適切な行動が取れるよう、各施設の構造や利用者の状況に応じた防災訓練を定期的に実施します。</u>

新	旧
は土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、次に掲げる内容を定めた避難確保計画を作成します。 ア 洪水時等または土砂災害時の防災体制に関する事項 イ 利用者の洪水時等または土砂災害時の避難の誘導に関する事項 ウ 洪水時等または土砂災害時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 エ 洪水時等または土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 オ 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項 カ その他利用者の洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項 (2) 避難訓練の実施 当該要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第5項または土砂災害防止法第8条の2第5項に基づき、洪水予報等または土砂災害に関する情報等の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を実施します。 (3) 自衛水防組織の設置 本計画資料編に定める要配慮者利用施設は、水防法第15条第1項に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行うため、自衛水防組織を設置するよう努めます。 3 避難確保計画の作成等に係る支援・点検体制等 (1) 避難確保計画作成に係る支援・点検体制 国、県、市は、協力・連携し、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月 国土交通省 厚生労働省）」を参考とした避難確保計画の作成支援・点検等の体制を構築します。	3 緊急連絡体制の整備 施設管理者は、消防機関等への迅速な通報・連絡が行えるよう、緊急時における情報伝達方法を確立するとともに、市への被災状況報告等、情報受伝達の連絡体制を整備します。また、災害時には施設相互で連携、協力して応急対策活動にあたるよう体制を整備します。



新	旧																		
【参考】点検の際の役割分担の考え方 非常災害対策計画の点検に際しては、民生主管部局等が施設の運営等に関する事項について、防災担当部局が避難先等に関する事項について下記の例のように分担して点検する等により、効果的・効率的に進めてください。 <table><tr><th>計画に記載される事項</th><th>民生主管部局等</th><th>防災担当部局</th></tr><tr><td>(ア) 防災体制、情報の収集・伝達</td><td>○（施設内の体制）</td><td>○（防災情報）</td></tr><tr><td>(イ) 避難誘導</td><td>○（利用者の誘導方法）</td><td>○（避難先、避難路）</td></tr><tr><td>(ウ) 施設整備</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>(エ) 教育・訓練</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>(オ) 自衛水防組織</td><td>○（組織）</td><td>○（業務内容）</td></tr></table> 表：点検における役割分担の例 出典：「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における 避難計画点検マニュアル（平成29年6月 国土交通省 厚生労働省）」より抜粋 (2) 避難確保計画作成に係る指示 市は、水防法第15条の3第3項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、本計画資料編に定める要配慮者利用施設が水防法第15条の3第1項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づく避難確保計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成を促すため、必要な指示を行います。 (3) 避難確保計画作成に係る公表 市は、水防法第15条の3第3項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づく指示を受けた本編資料編に定める要配慮者利用施設が正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、避難確保計画の作成を促すため、その旨を公表します。	計画に記載される事項	民生主管部局等	防災担当部局	(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	○（施設内の体制）	○（防災情報）	(イ) 避難誘導	○（利用者の誘導方法）	○（避難先、避難路）	(ウ) 施設整備	○		(エ) 教育・訓練		○	(オ) 自衛水防組織	○（組織）	○（業務内容）	
計画に記載される事項	民生主管部局等	防災担当部局																	
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	○（施設内の体制）	○（防災情報）																	
(イ) 避難誘導	○（利用者の誘導方法）	○（避難先、避難路）																	
(ウ) 施設整備	○																		
(エ) 教育・訓練		○																	
(オ) 自衛水防組織	○（組織）	○（業務内容）																	
P 6 4 第4章 平常時の対策 第7節 医療救護・保健活動体制の充実 【課題】 (略) ○災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、～（略）～医療関係団体、～（略）～ (略)	P 6 4 第4章 平常時の対策 第7節 医療救護・保健活動体制の充実 【課題】 (略) ○災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、～（略）～医療関係団体や茅ヶ崎保健福祉事務所、～（略）～ (略)																		

新	旧
第2 初動医療体制の整備 <u>保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社</u> （略） 第3 助産活動体制の整備 <u>保健所部、市立病院部</u> 1 （略） 2 周産期医療体制の整備 市は、迅速に助産活動を行うため、～（略）～ 第4 保健師による活動体制の整備 <u>保健所部、市保健師（保健師班）</u> （略）	第2 初動医療体制の整備 <u>保健福祉部、市保健師（保健師班）、茅ヶ崎保健福祉事務所、医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社</u> （略） 第3 助産活動体制の整備 <u>保健福祉部、茅ヶ崎保健福祉事務所、市立病院部</u> 1 （略） 2 周産期医療体制の整備 市は、迅速に助産活動を行うため、<u>茅ヶ崎保健福祉事務所と連携して</u>、～（略）～ 第4 保健師による活動体制の整備 <u>保健福祉部、市保健師（保健師班）</u> （略）
P 6 8 第4章 平常時の対策 第9節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 第1 保健衛生・防疫対策 <u>環境部、保健所部</u> （略） 第3 遺体の取扱い対策 <u>総務部、保健所部、茅ヶ崎警察署</u> 市は、遺体の処理を円滑に進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配について、必要に応じ県と連携して「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域的な協力体制を構築します。 また、市は、<u>茅ヶ崎警察署、歯科医師会、葬儀業者等</u>と協力して、多数遺体取扱訓練を実施し、更なる連携の強化及び災害時の活動体制の整備を図ります。	P 6 8 第4章 平常時の対策 第9節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策 第1 保健衛生・防疫対策 <u>保健福祉部、環境部、茅ヶ崎保健福祉事務所</u> （略） 第3 遺体の取扱い対策 <u>総務部、環境部</u> 市は、遺体の処理を円滑に進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配について、県と連携して「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域的な協力体制を構築します。 また、市は、<u>防災関係機関、葬儀業者等</u>と協力して、多数遺体取扱訓練を実施し、更なる連携の強化及び災害時の活動体制の整備を図ります。
P 6 9 第4章 平常時の対策 第10節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 （略） 【課題】 （略） <u>○平成28年熊本地震において、発災直後より全国から被災地に救援物資が届けられたものの、荷卸し等に時間が掛かり、実際に避難所に届くまでにかなりの時間を要した。</u>	P 6 9 第4章 平常時の対策 第10節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 （略） 【課題】 （略） （新設）

新	旧
第1 飲料水の備蓄及び確保 <u>市民安全部、文化生涯学習部、下水道河川部</u> 1 (略) 2 (略) 第2 食料の備蓄及び確保 <u>財務部、市民安全部、経済部</u> 1 (略) 2 (略) 第3 生活必需物資等の備蓄及び確保 <u>財務部、市民安全部、経済部</u> 1～4 (略) (略) 第5 物資供給体制の整備 <u>市民安全部、経済部、県トラック協会</u> (略) 3 物資集積場所等の機能の検証 <u>市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資集積場所として使用する施設及び救援物資の輸送先施設について、物資の搬入搬出ルート、物資の効果的な整理、搬送車両の待機場所等を検証します。</u>	第1 飲料水の備蓄及び確保 <u>市民安全部</u> 1 (略) 2 (略) 第2 食料の備蓄及び確保 <u>市民安全部</u> 1 (略) 2 (略) 第3 生活必需物資等の備蓄及び確保 <u>市民安全部</u> 1～4 (略) (略) 第5 物資供給体制の整備 <u>市民安全部、経済部</u> (略) (新設)

新	旧																						
P 7 4 第 4 章 平常時の対策 第 1 2 節 緊急輸送道路等の確保対策 第 1 県指定の緊急輸送道路市民安全部、藤沢土木事務所 1 県指定の緊急輸送道路 (略)	P 7 4 第 4 章 平常時の対策 第 1 2 節 緊急輸送道路等の確保対策 第 1 県指定の緊急輸送道路市民安全部、藤沢土木事務所 1 県指定の緊急輸送道路 (略)																						
<table><tr><td rowspan="5">第 1 次路線</td><td colspan="2">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、<u>緊急輸送道路</u>の骨格をなす道路。</td></tr><tr><td>路線名</td><td>区 間</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>国道 468 号</u> <u>さがみ縦貫道路</u></td><td><u>市内全線</u></td></tr><tr><td><u>県道 44 号</u> <u>(伊勢原藤沢)</u></td><td><u>寒川町境～県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）交点</u></td></tr></table>	第 1 次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、 <u>緊急輸送道路</u> の骨格をなす道路。		路線名	区 間	(略)	(略)	<u>国道 468 号</u> <u>さがみ縦貫道路</u>	<u>市内全線</u>	<u>県道 44 号</u> <u>(伊勢原藤沢)</u>	<u>寒川町境～県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）交点</u>	<table><tr><td rowspan="5">第 1 次路線</td><td colspan="2">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、<u>緊急輸送</u>の骨格をなす道路。</td></tr><tr><td>路線名</td><td>区 間</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr></table>	第 1 次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、 <u>緊急輸送</u> の骨格をなす道路。		路線名	区 間	(略)	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
第 1 次路線		高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、 <u>緊急輸送道路</u> の骨格をなす道路。																					
		路線名	区 間																				
		(略)	(略)																				
		<u>国道 468 号</u> <u>さがみ縦貫道路</u>	<u>市内全線</u>																				
	<u>県道 44 号</u> <u>(伊勢原藤沢)</u>	<u>寒川町境～県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）交点</u>																					
第 1 次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、 <u>緊急輸送</u> の骨格をなす道路。																						
	路線名	区 間																					
	(略)	(略)																					
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																					
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																					
P 7 5 第 4 章 平常時の対策 第 1 3 節 ライフライン等の応急復旧対策 第 2 上水道施設 <u>県企業庁茅ヶ崎水道営業所</u> 水道営業所は、上水道施設の機能確保のため、主要水道施設や水道管路の安全対策を進めています。 また、防災関係機関における連携、応援協力体制の整備等を進めます。 そのほか、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時の迅速な応急復旧に備えています。 (略) 第 4 電力施設 <u>東京電力パワーグリッド(株)平塚支社</u> 東京電力<u>パワーグリッド(株)</u>は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止し、(略) 第 5 都市ガス施設 <u>東京ガス(株)神奈川西支店</u> 東京ガス(株)神奈川西支店は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、	P 7 5 第 4 章 平常時の対策 第 1 3 節 ライフライン等の応急復旧対策 第 2 上水道施設 <u>県企業庁茅ヶ崎水道営業所</u> 水道営業所は、上水道施設の機能確保のため、主要水道施設や水道管路の安全対策を進めています。 また、<u>災害時に異なる水源間の相互融通を可能とするための施設整備を進めるとともに</u>、防災関係機関における連携、応援協力体制の整備等を進めます。 そのほか、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時の迅速な応急復旧に備えています。 (略) 第 4 電力施設 <u>東京電力(株)平塚支社</u> 東京電力(株)は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止し、(略) (略) 第 5 都市ガス施設 <u>東京ガス(株)</u> 東京ガス(株)は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、																						

新	旧
(略) 第7 電話(通信) <u>東日本電信電話(株) 神奈川事業部</u> (略)	(略) 第7 電話(通信) <u>東日本電信電話(株) 神奈川支店</u> (略)
P 7 7 第4章 平常時の対策 第1 4節 広域応援・受援体制の充実強化 【現状】 (略) ○市は、平成2 5年に岡崎市、佐久市、関ヶ原町と、大規模災害が発生した場合に、食料や生活必需品などの提供、職員の派遣などを行う「災害時相互応援に関する協定」を締結し、応急対策や復旧活動が迅速かつ円滑に遂行できるよう、応援体制の充実を図っています。 (略) ○施行時特例市各市は、被害を受けた市以外の市が相互に救援協力することを目的とした協定を締結し、応援体制の充実を図っています。 ○市は、自衛隊、警察及びライフライン関係機関と連携し、円滑な応急対策活動の実施を想定した<u>災害対策本部運営訓練</u>を行っています。	P 7 7 第4章 平常時の対策 第1 4節 広域応援・受援体制の充実強化 【現状】 (略) ○市は、平成2 5年に佐久市と「佐久市・茅ヶ崎市災害時における相互応援に関する協定」を締結し、両市の地域特性を活かした応援体制の充実を図っています。 (略) ○特例市各市は、被害を受けた特例市以外の市が相互に救援協力することを目的とした協定を締結し、応援体制の充実を図っています。 ○市は、自衛隊、警察及びライフライン関係機関と連携し、円滑な応急対策活動の実施を想定した<u>総合防災訓練</u>を行っています。
P 7 9 第4章 平常時の対策 第1 5節 ボランティア体制の充実強化 (略) 【取り組みの方向】 第1 ボランティアの受入体制の整備 <u>監査部、市社会福祉協議会</u> 市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や、必要な資機材の調達支援等、ボランティアの受入体制及び活動環境の整備に努めます。 (削除) 第2 ネットワークづくりの推進 <u>監査部、市社会福祉協議会</u> 市及び市社会福祉協議会は、平常時から災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる研修や、訓練の実施等を通じて、市社会福祉協議会や各種団体等と災害発生時を想定した連携協力体制づくりに努めます。	P 7 9 第4章 平常時の対策 第1 5節 ボランティア体制の充実強化 (略) 【取り組みの方向】 第1 ボランティアの受入体制の整備 <u>監査部、市社会福祉協議会</u> 市は、県や防災関係機関の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や、必要な資機材の調達支援等、ボランティアの受入体制及び活動環境の整備に努めます。 また、市は、ボランティアを受け入れる際には、被災状況や被災者のニーズの把握に努めます。 第2 ネットワークづくりの推進 <u>監査部、市社会福祉協議会</u> 市は、平常時から災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる研修や、訓練の実施等を通じて、市社会福祉協議会や各種団体等と災害発生時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

新	旧
第3 ボランティアの育成と充実 <u>福祉部、保健所部、監査部、市社会福祉協議会</u> 市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の<u>専門</u>ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録し、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。 また、市と市社会福祉協議会は、連携してボランティアセンター設置運営訓練やボランティアコーディネーターの育成を行い、日本赤十字社・県民活動サポートセンターと広域的なボランティア受け入れについて調整を行う等、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援します。 (略)	第3 ボランティアの育成と充実 <u>保健福祉部、監査部、市社会福祉協議会</u> 市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の<u>専門職</u>ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録し、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。 また、市は、市社会福祉協議会と連携してボランティアセンター設置運営訓練やボランティアコーディネーターの育成を行い、日本赤十字社・県民活動サポートセンターと広域的なボランティア受け入れについて調整を行う等、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援します。 (略)
P 8 0 第4章 平常時の対策 第16節 災害廃棄物の処理対策 (略) 【取り組みの方向性】 第1 災害廃棄物の除去体制の整備 <u>環境部</u> (略) 第2 災害廃棄物の処理体制の整備 <u>環境部</u> (略) 第3 災害廃棄物の処理・処分計画の策定等 <u>環境部</u> 市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏まえ、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルの改訂を進め、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。	P 8 0 第4章 平常時の対策 第16節 災害廃棄物等の処理対策 (略) 【取り組みの方向性】 第1 災害廃棄物等の除去体制の整備 <u>環境部</u> (略) 第2 災害廃棄物等の処理体制の整備 <u>環境部</u> (略) 第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 <u>環境部</u> 市は、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルの改訂を進め、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物等の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。
P 8 2 第5章 災害時の応急対策活動 第1節 災害対策本部の設置及び運営 3 組織 (略)	P 8 2 第5章 災害時の応急対策活動 第1節 災害対策本部の設置及び運営 3 組織 (略)

新				旧			
本部員会議			各 部	本部員会議			各 部
本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 総務部長 企画部長 財務部長 市民安全部長 経済部長 文化生涯学習部長 <u>福祉部長</u> こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 <u>保健所長</u> <u>保健所副所長</u> 病院長 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長 教育指導担当部長		統括調整部 総括情報班 広域連携班 災害時広報対策班 避難所対策班 救援物資対策班 <u>保健医療対策班</u> <u>要配慮者対策班</u> 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班	総務部 企画部 財務部 市民安全部 経済部 文化生涯学習部 <u>福祉部</u> こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 <u>保健所部</u> 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部	本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 総務部長 企画部長 財務部長 市民安全部長 経済部長 文化生涯学習部長 <u>保健福祉部長</u> こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 病院長 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長		統括調整部 総括情報班 広域連携班 災害時広報対策班 避難所対策班 救援物資対策班 <u>医療救護対策班</u> <u>火災防御・救出救助対策班</u> <u>災害時要援護班</u> 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班	総務部 企画部 財務部 市民安全部 経済部 文化生涯学習部 <u>保健福祉部</u> こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部
			各 班				各 班
P 8 2 第 5 章 災害時の応急対策活動 第 1 節 災害対策本部の設置及び運営 (略)				P 8 2 第 5 章 災害時の応急対策活動 第 1 節 災害対策本部の設置及び運営 (略)			

新				旧			
4 水防対策体制の基準				4 水防対策体制の基準			
区分	配備区分	配備要員	配備の基準	区分	配備区分	配備要員	配備の基準
災害対策本部設置前	水防事前配備	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 警防救命課 (消防本部) ○ その他必要と認める者	○ 以後、大雨または高潮が予想されるとき。 ○ その他状況により必要があるとき。 ・ 防災対策課長が道路管理課長、下水道河川管理課長、警防救命課長及び <u>その他必要と認める者を招集し、以後の配備体制について事前協議を行う。</u> <u>また、その結果を市長に報告し、以後の配備体制を決定する。</u>	災害対策本部設置前	水防事前配備	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 警防課 (消防本部)	○ <u>大雨注意報もしくは、洪水注意報が発表され、以後大雨の予想が見込まれるとき。</u> ○ その他状況により必要があるとき。 ※ <u>防災対策課長が道路管理課長、下水道河川管理課長、警防課長を招集し配備体制について事前協議を行い、市長に報告する。</u>
	水防1号配備	(略)	○ <u>水防事前配備による事前協議の結果、以後大雨警報もしくは、洪水警報または高潮警報が発表されると見込まれ、警戒にあたる必要があると認められるとき。</u> ○ 削除 ○ (略)		水防1号配備	(略)	○ <u>大雨警報もしくは、洪水警報が発表されたとき。</u> ○ (略) ○ (略)
災害対策本部設置後	水防第2号配備	○ 削除 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ※ 削除 ※ 削除	○ <u>水防事前配備による事前協議の結果、以後大雨警報もしくは、洪水警報または高潮警報が発表され、市内に小規模 (限定的、局地的である) な災害の発生するおそれが高いと見込まれるとき。</u> 削除	災害対策本部設置後	水防第2号配備	○ <u>災害対策本部の意思決定</u> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ※ <u>理事者・各部長には防災対策課から連絡する。</u> ※ <u>各部局長は各部の</u>	○ <u>大雨警報もしくは、洪水警報等が発表され、市内に災害の発生するおそれが高いと見込まれるとき。</u> ○ <u>はん濫注意水位 (※ 5 参照) に達するとき及び見込まれるとき。</u>

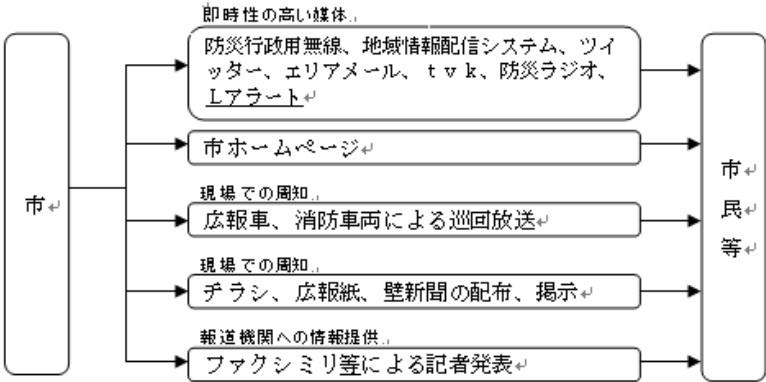
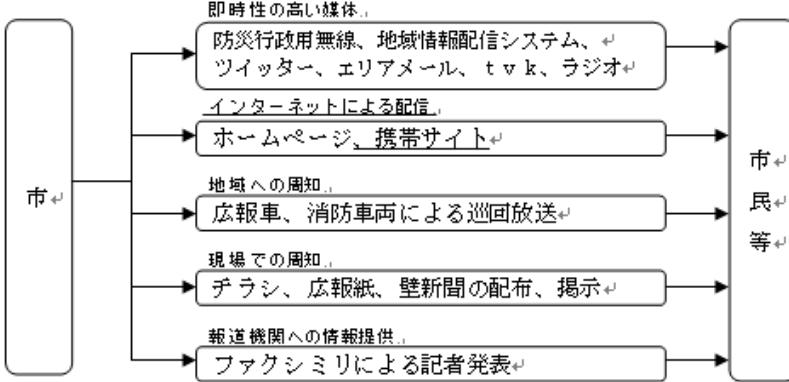
新				旧			
			削除 削除 ○その他本部長が必要と認めたとき。			<u>災害応急対策マニュアルに基づき招集する。</u> ○避難判断水位（※6参照）に達するとき及び見込まれるとき。 ○城山ダムが洪水警戒体制（※7参照）をとったとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。	
	水防第3号配備	○（略） ※削除	○以後、大雨警報もしくは、洪水警報または高潮警報が発表され、市内に大規模な災害の発生するおそれが高いと見込まれるとき。 ○削除 ○水防第2号配備では対応が困難であると予想されるとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。		水防第3号配備	○（略） ※各部長は各部の災害応急対策マニュアルに基づき招集する。	○大雨、暴風、大雪等の特別警報が発表され、市内に大規模な災害の発生する恐れが高いと見込まれるとき。 ○はん濫危険水位（※8参照）に達する時及び見込まれるとき。 ○水防第2号配備では対応が困難であるとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。
削除	削除	削除	削除	災害対策本部解散後	水防事後配備	○災害対策本部解散の意思決定 ○市民安全部 ○建設部 ○下水道河川部 ○消防本部 ○その他担当部	○災害対策本部解散後、事後処理を水防4部（※9参照）体制で行うが、応援職員等については、応援先の部局の指示に従うものとする。 ○各部の災害応急対策活動マニュアルにより必要と認めたとき。
（略） （略） （略） （略） ※削除				（略） （略） （略） （略） ※5		はん濫注意水位とは、避難行動要支援者へ避難準備情報を発令するための判断基準となる水位	

新	旧
※削除 ※削除 ※削除 ※削除	※6 避難判断水位とは、水位予測、その他の水位情報等を総合的に踏まえて、避難勧告等の発令するための判断基準となる水位 ※7 洪水警戒体制とは、城山ダムが降雨による貯水池への流入量の予測規模により、準備、第1、第2及び第3警戒体制を設置することという。 ※8 はん濫危険水位は、避難指示を発令するための判断基準となる水位 ※9 水防4部とは、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防本部のことをいう。
P 8 4 第5章 災害時の応急対策活動 第1節 災害対策本部の設置及び運営 第3 職員の参集 <u>総務部</u> 市は、職員を参集し、応急対策活動にあたります。	P 8 4 第5章 災害時の応急対策活動 第1節 災害対策本部の設置及び運営 第3 職員の参集 <u>総務部</u> 市は、職員参集システムを活用し、災害発生時に速やかに職員の安否確認及び参集の可否について把握に努めます。
P 8 6 第5章 災害時の応急対策活動 第2節 水防対策活動 第1 水防体制構築の基本的な考え方 近年、従来の想定を上回る降雨により、河川の氾濫や土砂災害が発生し、全国的に毎年多くの人的等の被害が発生しています。 そういった背景から、平成27年の水防法の一部改正では、避難体制等の充実・強化を図るため、これまで計画規模降雨を前提として公表されていた浸水想定区域図を想定最大規模降雨を前提としたものに変更する等の法改正が行われ、市ではこれに基づき、ハザードマップを作成し、周知する等により、更なる住民等の円滑かつ迅速な避難を促していく必要があります。 また、平成27年12月の社会資本整備審議会答申では「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」では、「「水害は施設整備によって発生を防止するもの」から「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと変革し、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要がある」ことに触れられており、ハード対策だけでなく、ソフト対策にも焦点を当てた対応について、市、防災関係機関、自主防災組織等が更なる連携を図っていかねばなりません。 従来、市では、水防体制について、降雨現況等に応じた体制移行を前提とし	P 8 6 第5章 災害時の応急対策活動 第2節 水防対策活動 第1 洪水予報 <u>総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部</u> 河川の増水やはん濫等に対する水防活動のため、気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っています。 指定河川洪水予報の標題には、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川はん濫注意情報」「△△川はん濫警戒情報」のように発表します。 はん濫注意情報が洪水注意報に相当し、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報が洪水警報に相当します。 なお、これらとは別に、気象庁が単独で行う注意報や警報の中にも洪水注意報や洪水警報がありますが、対象地域にある不特定の河川の増水における災害に対して発表しています。河川を特定しないため、水位や流量の予測は行いません。 (略)

新	旧
た体制の構築を図っていましたが、想定最大規模の降雨に伴う市域への影響を踏まえると、必ずしも十分とは言えない状況にあります。 よって、市は、<u>水防体制の構築にあたっては、以後、大雨等が予測される場合に必要な気象情報等を収集し、それによる市域への影響や被害等を可能な限り予測することで、これに対応し得る体制を事前に構築し、対応にあたることを基本とします。</u> 第2 警戒監視 <u>総括・情報班、市民安全部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所</u> 1 河川水位の監視 市及び防災関係機関は、以後、大雨等が予測される場合は、河川水位の監視を強化します。 2 雨量予測・監視 市は、以後、大雨等が予測される場合、<u>気象庁及び気象情報提供委託会社等から今後の降雨量予測情報を収集するとともに雨量の監視を強化します。</u> また、上流域の降雨量等その他情報の収集に努めます。 (略) 第3 水防活動 <u>総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、自衛隊</u> 1 水防活動の開始 水防活動の開始は、<u>第5章第1節第1「4水防対策体制の基準」に拠ることとします。</u> 2 水防施設の安全措置 (1) 重要水防箇所の警視警戒 <u>国、県、市は、随時、市域の河川、排水路及び海岸等を巡回・監視を行うものとし、気象の悪化が予測されるとき、または降雨の状況により積極的に実施します。</u> 巡回・監視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに必要な処置を行います。	第2 警戒監視 <u>総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部、藤沢土木事務所</u> 1 河川水位の監視 市は、<u>水防活動の判断を行うため、河川水位の監視を行います。</u> (略) 2 雨量の監視 市は、水防活動の判断を行うため、気象情報提供委託会社から今後の降雨量予測情報を収集するとともに雨量の監視を行います。 また、上流域の降雨量等その他情報の収集に努めます。 (略) 第3 水防活動 <u>総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部、藤沢土木事務所、自衛隊</u> 1 水防活動の開始基準 水防活動を開始する基準は、おおむね次のとおりとします。 (略) 2 水防施設の安全措置 (1) 重要水防箇所の警視警戒 市は、随時、市域の河川、排水路及び海岸等を巡回・監視を行うものとし、気象の悪化が予測されるとき、または降雨の状況により積極的に実施します。 巡回・監視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに必要な処置を行います。

新	旧
また、水防に関する予警報が発表され、必要と認められる場合は、監視を強化するとともに、重要水防箇所及び既往の災害箇所、その他重要な箇所を特に重点的に巡回・監視し、異常を発見したときは、直ちに事態に即応した処置を行います。 (2) 道路・橋りょうの安全措置 <u>国、県、市は、管理する道路ポンプ等の排水施設を適切に維持管理し、道路の冠水を未然に防止するとともに、大雨や洪水により道路の通行に危険がある場合は、事故を未然に防止するため、警察と連携し速やかに通行規制等の応急措置を実施し、交通機関へ連絡するとともに必要な対策を講じます。</u> (略) 4 決壊時の措置 市は、堤防その他の施設が決壊しまたはこれに準ずべき事態が発生した場合は、<u>屋内安全確保等、命を守るための最低限の行動を付したうえ、あらゆる広報手段を講じて、直ちに避難指示（緊急）を発令し、住民等の避難行動を促すとともに、防災関係機関等と協力し、その他の人的被害を最小限に抑えるための措置を講じます。</u> <u>また、速やかに各河川管理者に通報し、決壊箇所の状況に応じた必要な措置（応急復旧等）について、要請を行います。</u> <u>なお、氾濫により浸水が予想される隣接市町についても、決壊箇所等の情報提供を行うことで、被害拡大の防止を図ります。</u>	また、水防に関する予警報が発表され、必要と認められる場合は、監視を強化するとともに、重要水防箇所及び既往の災害箇所、その他重要な箇所を特に重点的に巡回・監視し、異常を発見したときは、直ちに事態に即応した処置を行います。 (2) 道路・橋りょうの安全措置 市は、管理する道路ポンプ等の排水施設を適切に維持管理し、道路の冠水を未然に防止するとともに、大雨や洪水により道路の通行に危険がある場合は、事故を未然に防止するため、警察と連携し速やかに通行規制等の応急措置を実施し、交通機関へ連絡するとともに必要な対策を講じます。 (略) 4 決壊時の措置 市は、堤防その他の施設が決壊しまたはこれに準ずべき事態が発生した場合は、<u>直ちにその旨を藤沢土木事務所及びはん濫が予想される隣接市町等に通報します。</u> <u>また、国土交通大臣が水防警報を行う河川の決壊等については、国土交通省関 東地方整備局京浜河川事務所に通報します。</u> <u>なお、この場合、市民に対する迅速な情報伝達に努めるとともに、住民の避難 及び救助活動を第一に行い、防災関係機関と連携し、決壊箇所の状況に応じた水防工法を行い、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めます。</u>
P 8 9 第5章 災害時の応急対策活動 第3節 災害情報の受伝達 第2 災害時の広報 <u>災害時広報対策班、企画部、京浜河川事務所、防災関係機関</u> 市は、災害が発生するおそれが予見できる場合には、市民に対する迅速な情報伝達を心がけ、積極的な広報を実施するものとし、その方法は防災行政用無線や広報車の巡回に加え、ホームページや<u>ツイッター</u>等、正確な情報伝達に努めます。 (略) 1 広報内容 (1) 防災情報 防災気象情報の予測または発表された段階で、即時性の高い媒体で繰り返し	P 8 9 第5章 災害時の応急対策活動 第3節 災害情報の受伝達 第2 災害時の広報 <u>災害時広報対策班、企画部、防災関係機関</u> 市は、災害が発生するおそれが予見できる場合には、市民に対する迅速な情報伝達を心がけ、積極的な広報を実施するものとし、その方法は防災行政用無線や広報車の巡回に加え、ホームページや<u>携帯サイト</u>等、正確な情報伝達に努めます。 (略) 1 広報内容 (1) 防災情報 防災気象情報の予測または発表された段階で、即時性の高い媒体で繰り返し

新	旧
周知を行い、市民の迅速な対応、行動を促します。 ア 防災気象情報の発表状況 イ 避難勧告等 ウ 被害状況とその影響または予測 削除 (2) (略) 2 広報手段 <u>災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。</u> <u>そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）での伝達については、大雨等により屋外での音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービスや等の屋内で受信可能な手段を組み合わせ</u><u>て配信します。</u> <u>さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。</u> (1) 防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、緊急速報メール、<u>t v k</u> データ文字放送（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、<u>防災ラジオ</u>、<u>Lアラート（災害情報共有システム）※</u>等の即時性の高い情報発信 <u>※市町村が避難勧告等の緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステムで総務省が全国普及を進めているもの。</u> (2) <u>ホームページ、ツイッター</u>による情報発信 (3) (略) (4) (略) (5) <u>報道機関</u>への定期的な情報提供	周知を行い、市民の迅速な対応、行動を促します。 ア 防災気象情報の発表状況 イ <u>避難準備（避難行動要支援者避難）情報</u> ウ 被害状況とその影響または予測 エ <u>避難勧告または指示、危険区域等の内容</u> (2) (略) 2 広報手段 <u>風水害時の広報については、風雨により防災行政用無線が聞き取りにくい状況が考えられることから、ホームページや携帯サイト等を積極的に活用し、市民への正確な情報伝達に努めます。</u> (1) 防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、<u>エリアメール、t v k</u>（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、<u>ラジオ等</u>の即時性の高い情報発信 (2) <u>ホームページ、携帯サイトでのインターネット</u>による情報発信 (3) (略) (4) (略) (5) 記者への定期的な情報提供

新	旧
(6) (略) 3 市が行う広報連絡系統図  4 要配慮者施設への情報提供 (1) 洪水浸水想定区域 市は、水防法第15条第1項の規定に基づき、本計画資料編に定める要配慮者利用施設に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、電子メール等により、洪水予報等を伝達します。 (2) 土砂災害警戒区域 市は、土砂災害防止法第8条第1項の規定に基づき、本計画資料編に定める要配慮者利用施設に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、電子メール等により、土砂災害に関する情報等を伝達します。 5 緊急速報メールを活用した洪水情報の配信 国は、洪水時に住民等の主体的な避難を促すため、相模川（下流）において、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信（国が管理する相模川（下流）において、氾濫危険情報、氾濫発生情報の発表されたことを契機として配信）を行います。	(6) (略) 3 市が行う広報連絡系統図  4 要配慮者施設への情報提供 市は、水防法第15条に基づく要配慮者施設に対し、必要な防災気象情報等の迅速な提供に努めます。 (1) 洪水浸水想定区域 市は、水防法第15条に基づき、洪水浸水想定区域内の要配慮者施設に対し、施設利用者等の円滑な避難等が行われるよう、電子メール又はファクシミリなどにより、洪水予報等を伝達します。 (2) 土砂災害警戒区域 市は、土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内等の要配慮者施設に対し、施設利用者等の円滑な警戒避難が行われるよう、電子メール又はファクシミリなどにより、土砂災害に関する情報等を伝達します。 (新設)

新	旧
 洪水情報のプッシュ型配信イメージ ※今回のメール配信は、携帯電話事業者が提供する「緊急通報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話等ユーザーへ通知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。	
P 9 5 第 5 章 災害時の応急対策活動 第 3 節 災害情報の受伝達 第 6 東日本電信電話（株）の措置 <u>東日本電信電話（株）神奈川事業部</u> (略) 2 <u>防災関係機関等の通信を優先的に確保します。(災害時優先電話)</u> (略)	P 9 5 第 5 章 災害時の応急対策活動 第 3 節 災害情報の受伝達 第 6 東日本電信電話（株）の措置 <u>東日本電信電話（株）神奈川支店</u> (略) 2 <u>防災機関等の災害に関する通信については、非常通話・緊急通話の確保を可能な範囲で他の通信より優先し確保します。</u> (略)
P 9 3 第 5 章 災害時の応急対策活動 第 4 節 避難対策 第 1 避難対策 <u>総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、海上保安庁、自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県</u> 1 避難行動 「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」です。居住地の地形、住宅構造、家族構成等により適切な避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則となります。住民等は気象庁から発表される気象情報や降雨等の状況の把握に努め、避難が必要と判断したときや避難勧告等が発令された場合は、速やかに自宅等の状況に応じてあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要があります。 「避難行動」には、災害の種別ごとに指定された指定緊急避難場所への移動（立退き避難）だけでなく、近隣のより安全な場所や建物等への移動（立退き	P 9 3 第 5 章 災害時の応急対策活動 第 4 節 避難対策 第 1 避難対策 <u>総括・情報班、避難所対策班</u> (新設)

新			旧		
避難)や、その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動(屋内安全確保)も含まれます。					
2 避難勧告等 市長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するため、避難勧告等を発令します。 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとに取るべき避難行動がわかるように伝達することとします。 なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他屋内における避難のための安全確保措置を指示することとします。 (1) 避難情報と求める避難行動 避難勧告等の各区分に応じた発令時の状況及び避難が必要な住民等に求める行動については次のとおりとします。			1 避難情報 避難準備(避難行動要支援者避難)情報または勧告、指示等は、警察及び防災関係機関の協力を得て市が実施します。		
区分	発令時の状況	住民等に求める行動			
		洪水	土砂災害	高潮	
避難準備・高齢者等避難開始	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える ○立退き避難が必要と判断する場合は、その準備(家族との連絡、非常用持出品の用意等)をする ○要配慮者は、立退き避難する			
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○立退き避難する ○立退き避難することがかえって危険な者が、屋内の安全な場所へ移動する	○立退き避難する		
避難指示(緊急)	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する	○立退き避難しそびれた者が、立退き	○立退き避難		

新				旧						
	る危険性が非常に高いと判断された状況 ○現在の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	避難する ○立退き避難することがかえって危険な者が、屋内の安全な場所へ移動する	しそびれた者が、立退き避難する							
(2) 避難勧告等の判断基準 避難勧告等の発令については、今後の気象予測、河川等の現地の状況、関係機関からの助言等により総合的に判断します。 なお、自然現象を対象とするため、以下の判断基準にとらわれることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を活用し、臨機応変に対応することとします。 ■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難勧告等の発令基準 <table><tr><th>区分</th><th>発令基準</th></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td> 1：指定河川洪水予報により、相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である7.80mに到達したと発表され、または相模川の相模大橋水位観測所の避難判断水位である5.80mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達することが予想される場合 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 </td></tr><tr><td>避難勧告</td><td> 1：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達したと発表された場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合 3：異常な漏水・侵食等が発見された場合 </td></tr></table>				区分	発令基準	避難準備・高齢者等避難開始	1：指定河川洪水予報により、相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である7.80mに到達したと発表され、または相模川の相模大橋水位観測所の避難判断水位である5.80mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達することが予想される場合 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	避難勧告	1：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達したと発表された場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合 3：異常な漏水・侵食等が発見された場合	(新設)
区分	発令基準									
避難準備・高齢者等避難開始	1：指定河川洪水予報により、相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である7.80mに到達したと発表され、または相模川の相模大橋水位観測所の避難判断水位である5.80mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達することが予想される場合 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合									
避難勧告	1：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達したと発表された場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合 3：異常な漏水・侵食等が発見された場合									

新		旧
	4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示（緊急）	1：決壊や越水・溢水が発生した場合 2：相模川の神川橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位である8.70mを越えた状態、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位である6.50mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	
■洪水：小出川（水位周知河川）の避難勧告等の発令基準		
区分	発令基準	
避難準備・高齢者等避難開始	1：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が避難判断水位である2.90mに到達した場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が避難判断水位である2.50mに到達した場合 2：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位2.40mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.40mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①一ツ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②小出川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難勧告	1：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である3.00mに到達した場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である2.70mに到達した場合 2：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（または避難判断水位）である2.90mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（または避難判断水位）である2.00mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水	

新		旧
	位上昇のおそれがある場合 ①一ツ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②小出川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 3：異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示（緊急）	1：決壊や越水・溢水が発生した場合 2：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	
■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難勧告等の発令基準		
区分	発令基準	
避難準備・高齢者等避難開始	1：千ノ川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位である1. 90mに到達した場合 2：千ノ川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位1. 20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①梅田橋上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②千ノ川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難勧告	1：千ノ川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である2. 20mに到達した場合 2：千ノ川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位1. 90mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①梅田橋地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合	

新		旧
	②千ノ川（県管理区間）の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 3：異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示（緊急）	1：決壊や越水・溢水が発生した場合 2：千ノ川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	
■土砂災害の避難勧告等の発令基準		
区分	発令基準	
避難準備・高齢者等避難開始	1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 2：数時間後に通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	
避難勧告	1：土砂災害警戒情報が発表された場合 2：土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	
避難指示（緊急）	1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：土砂災害が発生した場合 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合	

新		旧
	5：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合	
■高潮の避難勧告等の発令基準		
区分	発令基準	
避難準備・高齢者等避難開始	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想され、または台風が市に接近することが見込まれ、暴風警報に切り替わる可能性が高い旨に言及された強風注意報が発表された場合 3：伊勢湾台風級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	
避難勧告	1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報または暴風特別警報が発表された場合 3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合	
避難指示（緊急）	1：暴風警報（暴風特別警報）が発表され、かつ高潮警報（高潮特別警報）が発表された場合 2：異常な越波・越流が発生した場合	
(3) 避難勧告、避難指示（緊急）の実施責任者 表（略） ※（略） ※市長以外の者が、避難勧告または指示等を行った場合には、直ちにその		(1) 避難準備（避難行動要支援者避難）情報 市は、災害の発生に備え必要があると認めるときは、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、避難準備（避難行動要支援者避難）情報を発令します。 (2) 避難勧告または指示 市は、災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他の災害の防止等を図るため特に必要があると認めるときは、危険地域住民に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な勧告または指示を行います。 表（略） ※（略） ※（新設）

新	旧
<u>旨を市長に通知することとする。</u> <u>(4) 関係機関等による助言</u> 市長は、避難勧告等の発令にあたり必要があると認める場合は、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、横浜地方気象台、京浜河川事務所等の国の機関、県等に対し、ホットライン等により災害に関する情報等の必要な助言を求めることとします、助言を求められた国の機関、県等は、技術的に可能な範囲で必要な助言を行うこととします。 また、土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に発令した避難勧告等を解除する際にも、土砂災害防止法第32条に基づき、必要に応じて県等の助言を得ることとします。 <u>3 避難情報等の伝達</u> (1) <u>避難勧告等の伝達</u> 避難勧告等の伝達は、本章第3節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、自主防災組織と協力し実施します。 (2) <u>避難勧告等の内容</u> 市長は、避難の勧告または指示を実施する際、原則として次の内容を明示して行います。 ア 避難を要する理由 イ 避難勧告または指示対象地域 ウ 避難先 エ 避難に関する注意事項 (3) <u>県知事等への報告</u> 市長は、避難勧告等を行ったときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。 <u>(4) 避難勧告等の解除</u> 市長は、避難の必要がなくなったときは、災害対策基本法第60条第5項に基づき、直ちにその旨を多様な伝達手段を用いて住民に周知するとともに、県知事等に報告します。 <u>3 警戒区域の設定</u> (1) <u>警戒区域</u>	(新設) <u>2 避難情報等の伝達</u> (1) <u>避難準備（避難行動要支援者避難）情報または避難勧告、指示等の伝達</u> 避難準備（避難行動要支援者避難）情報または避難勧告、指示等の伝達は、本章第3節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、自主防災組織と協力し実施します。 (2) <u>避難準備（避難行動要支援者避難）情報または避難勧告、指示等の内容</u> 市長は、避難の勧告または指示を実施する際、原則として次の内容を明示して行います。 ア 避難を要する理由 イ 避難勧告または指示対象地域 ウ 避難先とその場所 エ 避難に適した経路 オ 注意事項 (3) <u>県知事への報告</u> 市長は、避難勧告または指示を行ったときは、速やかに県知事に報告します。 (新設) <u>3 警戒区域の設定</u> (1) <u>警戒区域</u>

新				旧			
災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第60条第1項に基づき、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該地域からの退去を命じることができます。 (2) 警戒区域の設定権者				災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該地域からの退去を命じることができます。 (2) 警戒区域の設定権者			
設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠	設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市町村長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項	市町村長	災害全般	災害が発生しまたは災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
※警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても警戒区域を設定できますが、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域が住民の保護を目的とするのに対し、消防法、水防法による警戒区域の設定は、現場における消防または水防活動を保護するために、消防または水防関係者以外の者を現場に近づけないことを目的としています。 また、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定は「必要があると認めるとき」ですが、消防法、水防法による警戒区域の設定は「火災現場において」、または「水防上緊急の必要がある場所において」となっています。				※警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、または要求があったときは、警戒区域を設定できます。			
第2 避難誘導 <u>総括・情報班、避難所対策班、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、施設管理者</u> 市は、風水害等の危険が切迫したときは、消防、警察、自主防災組織及び関係機関等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めます。				第2 避難誘導 <u>総括・情報班、避難所対策班、火災防御・救出救助対策班、消防部、茅ヶ崎警察署</u> 市は、風水害等の被害拡大の危険が切迫したときは、警察及び防災関係機関等の協力を得て適切な避難誘導等を行い、混乱なく避難を実施します。			
1 市は、避難勧告等を発令したときは、警察及び防災関係機関等の協力を得て、早期避難所または避難所等へ誘導します。 2 誘導にあたっては、安全な経路を検討し、危険箇所の表示等を行い、状況により誘導員の配置等、事故防止に努めます。				1 市は、風水害等に備え避難準備（避難行動要支援者避難）情報または避難勧告、指示を発令したときは、警察及び防災関係機関等の協力を得て、早期避難所または避難所等へ誘導します。 2 誘導にあたっては、安全な経路を検討し、危険箇所の表示等を行い、状況により誘導員の配置等、事故防止に努めます。			

新	旧
3 避難行動要支援者に対する避難誘導は、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ安全に誘導します。 4 学校、病院、工場、<u>要配慮者利用施設等の管理者は、避難確保計画に基づき、児童生徒、入院患者、従業員、施設利用者等を迅速かつ安全に誘導します。</u>	3 避難行動要支援者に対する避難誘導は、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ安全に誘導します。 4 学校、病院、工場等<u>防災上重要な施設</u>の管理者は、避難計画に基づき、<u>迅速かつ安全に誘導します。</u>
P 9 9 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 第6 他市町村への避難 市長は、市域で発生した災害から住民の生命もしくは身体を災害から保護し、または住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を県内の他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受け入れについて他市町村の市町村長に協議します。</u> 市長は、他市町村への一時的な避難について協議しようとするときは、<u>災害対策基本法第86条の8第2項に基づき、その旨を県知事に報告します。ただし、事前の報告が困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく、報告することとします。</u> 第7 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 <u>要配慮者対策班、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部</u> 災害時における<u>要配慮者及び避難行動要支援者支援対策</u>については、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員と連携して実施します。 また、市は、災害対策本部の統括調整部に<u>要配慮者対策班</u>を設置し、災害状況に応じた<u>要配慮者及び避難行動要支援者対策</u>を講じます。 1 <u>要配慮者及び避難行動要支援者への対応</u> (1) (略) (2) <u>市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため、防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、ちがさきメール配信サービス、緊急速報メール、t v k データ文字放送（地上デジタル放送によるデータ放送）、市ホームページ、防災ラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、ファクシミリ等要配慮者に配慮した手段を活用します。</u> 2 <u>避難所における要配慮者に対する支援</u> (1) 市は、避難所運営委員会を中心に要配慮者に対する支援措置を講じます。また、必要に応じて、専門ボランティアや災害ボランティア等を派	P 9 9 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 (新設) 第6 <u>避難行動要支援者及び要配慮者支援対策</u> <u>災害時要援護班、文化生涯学習部、保健福祉部、こども育成部</u> 災害時における<u>避難行動要支援者及び要配慮者支援対策</u>については、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、<u>地域支援者</u>と連携して実施します。 また、市は、災害対策本部の統括調整部に<u>災害時要援護班</u>を設置し、災害状況に応じた<u>避難行動要支援者及び要配慮者対策</u>を講じます。 1 <u>避難行動要支援者及び要配慮者への対応</u> (1) (略) (2) <u>要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報について防災行政用無線、地域情報配信サービス、ツイッター、メール配信、エリアメール、t v k（地上デジタル放送によるデータ放送）、ホームページ、防災ラジオ広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、ファクシミリ等要配慮者に配慮した手段を活用します。</u> 2 <u>避難所の要配慮者に対する支援</u> (1) 市は、避難所運営委員会を中心に要配慮者に対する支援措置を講じます。また、必要に応じて、専門ボランティアや災害ボランティア等の派

新	旧
遣します。 (2) 市は、避難所での生活が困難な障害者や高齢者等については、<u>福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障害者や高齢者等の受け入れを依頼します。</u> また、<u>福祉避難施設が収容能力を超えた場合、または対応が困難な要配慮者については、県に対し、必要な措置を要請します。</u> 第8 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 <u>避難所対策班、配備職員</u> 避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう避難所運営を実施します。 <u>避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取り組み例については次のとおりです。</u> ＜取組事例＞ ○運営上の工夫（運営委員に女性を入れる、委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等により、女性の意見を避難所運営に反映させる。女性スタッフによる相談対応。） ○救援物資の工夫（女性用の物資のニーズの把握、女性による配布） ○トイレの確保・設置場所の工夫（男女別の設置、設置場所や経路の防犯上の安全性） ○プライバシーの確保（男女別の更衣室の設置、洗濯物の干し場所の確保） ○妊産婦への配慮（授乳・休息スペースの確保、保健指導、緊急時の対応） 第9 在宅避難者、避難所外避難者への対応 <u>避難所対策班、保健所部</u> 1 在宅避難者及び避難所外避難者の把握・支援 市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者（以下「避難所外避難者等」という。）の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。 2 健康対策 避難所外避難者等は、自動車やテント等での寝泊まりによって長時間同じ姿勢をとることが多く、また、トイレ事情の悪さから水分摂取を控える避難者が	遣を実施します。 (2) 市は、避難所での生活が困難な障害者や高齢者等については、協定を締結した福祉避難施設に収容可能人数を確認の上、順次収容します。 また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設が収容能力を超えた場合、または対応が困難な要配慮者については、県に対し、必要な措置を要請します。 第7 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 <u>避難所対策班</u> 避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう避難所運営を実施します。 また、避難所運営委員会は、女性用下着や生理用品等の処理に係るごみ置き場の検討等、避難者が不快感・不安感を感じない対策を行います。あわせて、女性用物資の配布方法や女性専用トイレの確保・設置場所の工夫、授乳や着替え（更衣室）のスペースの確保等、避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取り組みを実施します。 1 取組事例 ○更衣室やトイレは男女別に設ける ○乳幼児がいる世帯を同じ部屋に集める等、子育てをしやすくする ○出入りする人をチェックする受付を作る ○仮設トイレは安全な場所に設置する ○救援物資の要望に女性の声を取り入れる ○プライバシーを確保する ○避難所運営委員会に女性が加わる、女性スタッフがいる相談窓口を設置する 第8 在宅避難者、避難所外避難者への対応 <u>避難所対策班</u> 1 在宅避難者及び避難所外避難者の把握・支援 市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者や避難所外避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。 2 健康対策 避難所外避難者は、自動車やテント等での寝泊まりによって長時間同じ姿勢をとることが多く、また、トイレ事情の悪さから水分摂取を控える避難者が

新	旧
多いことも影響して、エコノミー症候群を引き起こしやすくなります。 市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけると同時に、避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所に誘導します。 3 市外避難者への対応 市は、支援内容等を周知するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。また、地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外避難者の把握を行います。	多いことも影響して、エコノミー症候群を引き起こしやすくなります。 市は、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけると同時に、避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所に誘導します。 (新設)
P 1 0 1 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部	P 1 0 1 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建対策班、保健福祉部、都市部、建設部
P 1 0 3 第5章 災害時の応急対策活動 第5節 救助・救急 第1 消防活動 消防部、消防団 1 消防活動の目的 (1)～(2) (略) (削除) (略)	P 1 0 3 第5章 災害時の応急対策活動 第5節 救助・救急、消火活動 第1 消防活動 火災防御・救出救助対策班、消防部 1 消防活動の目的 (1)～(2) (略) (3)消火活動 市民の安全を守り、延焼拡大防止を最優先に取り組みます。 (略)
P 1 0 4 第5章 災害時の応急対策活動 第5節 救助・救急 第2 各主体における役割 総括・情報班、消防部、消防団、自衛隊、自主防災組織 1 市 (1)市は、事前に定めた消防計画等に基づき、救助・救急を優先して実施します。 (2)市は被害状況を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織及び医療関係団体と連携して救助・救出を行います。	P 1 0 3 第5章 災害時の応急対策活動 第5節 救助・救急、消火活動 第2 各主体における役割 火災防御・救出救助対策班、消防部、消防団、自衛隊、自主防災組織 1 市 (1)市は、事前に定めた消防計画等に基づき、救助・救急、消火活動を優先して実施します。 (2)市は被害状況を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織及び医療関係団体と連携して救助・救出、消火活動を行います。

新	旧
(3) (略) (4) 市は、消防相互応援協定に基づき、必要に応じ他市町長に、消防活動の応援要請をするとともに、県災害対策本部に応援要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。 (5) (略) 2 (略) 3 市民・自主防災組織 (1) (略) (2) 市民及び自主防災組織は、消防活動を実施する各機関に協力します。	(3) (略) (4) 市は、消防相互応援協定に基づき、他市町長に、消防活動の応援要請をするとともに、必要に応じ県災害対策本部に応援要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。 (5) (略) 2 (略) 3 市民・自主防災組織 (1) (略) (2) 市民及び自主防災組織は、救助・救急、消火活動を行うとともに、消防活動を実施する各機関に協力します。
P 1 0 4 第5章 災害時の応急対策活動 第5節 救助・救急 第3 要救助者の捜索 <u>消防部、消防団</u> (略) 第4 惨事ストレス対策 <u>消防部、消防団、自衛隊</u> 消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。 また、市は必要に応じて、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。	P 1 0 3 第5章 災害時の応急対策活動 第5節 救助・救急、消火活動 第3 要救助者の捜索 <u>火災防御・救出救助対策班、消防部</u> (略) 第4 惨事ストレス対策 <u>消防部</u> 消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。 また、必要に応じて、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。
P 1 0 5 第5章 災害時の応急対策活動 第6節 医療救護・保健活動 第1 市立病院の活動 <u>市立病院部</u> (略) 1 医療救護活動 (1) (略) (2) (略) (3) 市立病院は、<u>県医療救護本部</u>と連携し、被災地内での応急医療活動を実施するほか、DMA Tの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域搬送等の広域連携における柔軟な医療救護活動を実施します。 第2 医療救護活動 <u>保健医療対策班、保健所部、市保健師（保健師班）、医療</u>	P 1 0 5 第5章 災害時の応急対策活動 第6節 医療救護・保健活動 第1 市立病院の活動 <u>市立病院部</u> (略) 1 医療救護活動 (1) (略) (2) (略) (3) 市立病院は、<u>県医療救護対策本部</u>と連携し、被災地内での応急医療活動を実施するほか、DMA Tの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域搬送等の広域連携における柔軟な医療救護活動を実施します。 第2 医療救護活動 <u>医療救護対策班、保健福祉部、市保健師（保健師班）、茅</u>

新	旧
<u>関係団体、市内救急告示病院、薬品会社</u> 1 医療救護活動体制 (1) <u>保健医療対策班</u> 災害対策本部の統括調整部に<u>医療救護対策班</u>を設置し、災害状況に応じた医療救護所の選定や、医療関係団体への要員の派遣を要請します。 (2) (略) <u>削除</u> (3) (略) 【図の修正予定】 ※茅ヶ崎市保健福祉事務所を削除、市医療救護本部を削除、保健医療対策班に名称変更 2 医療救護班の活動 (2) 医療救護班 ア 医療救護班は、<u>保健医療対策班</u>の指揮のもと、医療救護所において医療救護活動を実施します。 3 重傷病者の搬送及び収容 (1) 搬送の方法 重傷病者の後方医療施設等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、<u>保健医療対策班</u>がその対策を講じます。 4 (略) 5 助産活動の支援 医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、<u>保健医療対策班</u>と連携し、(略)	<u>ヶ崎市保健福祉事務所、医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社</u> 1 医療救護活動体制 (1) <u>医療救護対策班</u> 災害対策本部の統括調整部に<u>医療救護対策班</u>を設置し、災害状況に応じた医療救護所の選定や、医療関係団体への要員の派遣を要請します。 (2) (略) <u>(3) (略)</u> (4) (略) 2 医療救護班の活動 (2) 医療救護班 ア 医療救護班は、<u>医療救護本部</u>の指揮のもと、医療救護所において医療救護活動を実施します。 3 重傷病者の搬送及び収容 (1) 搬送の方法 重傷病者の後方医療施設等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、<u>医療救護対策班</u>がその対策を講じます。 4 (略) 5 助産活動の支援 医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、<u>医療救護対策班及び医療救護本部</u>と連携し、(略)
P 1 0 7 第5章 災害時の応急対策活動 第6節 医療救護・保健活動 第3 DMA Tとの連携 <u>保健医療対策班、消防部、保健所部、市立病院部</u>	P 1 0 7 第5章 災害時の応急対策活動 第6節 医療救護・保健活動 第3 DMA Tとの連携 <u>広域連携班、医療救護対策班、火災防御・救出救助対策班、消防部、市立病院部</u>
P 1 1 0 第5章 災害時の応急対策活動 第7節 帰宅困難者対策 第5 帰宅困難者の搬送	P 1 1 0 第5章 災害時の応急対策活動 第7節 帰宅困難者対策 第5 帰宅困難者の搬送

新	旧
避難所対策班、都市部、東日本旅客鉄道（株）横浜支社、神奈川中央交通（株）	避難所対策班、東日本旅客鉄道（株）横浜支社、神奈川中央交通（株）
P 1 1 1 第5章 災害時の応急対策活動 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、環境部、保健所部、市保健師（保健師班） 1 保健衛生 (1)～(3)（略） (4) ころのケア 市は、災害による児童、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の「心の傷」をケアするために精神科医や福祉関係者等の協力を得て必要な措置を講じます。 また、被災者のみならず、災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。 2 防疫対策 （略） (1) 防疫活動 市は、被災地域における次の防疫活動を行います。	P 1 1 1 第5章 災害時の応急対策活動 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 第1 保健衛生・防疫活動 医療救護対策班、保健福祉部、市保健師（保健師班）、茅ヶ崎保健福祉事務所、衛生・災害廃棄物対策班、環境部 1 保健衛生 (1)～(3)（略） (4) ころのケア 市及び県は、災害による児童、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の「心の傷」をケアするために精神科医や福祉関係者等の協力を得て必要な措置を講じます。 また、被災者のみならず、災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。 2 防疫対策 （略） (1) 防疫活動 市は、茅ヶ崎保健福祉事務所と連携し、被災地域における次の防疫活動を行います。
P 1 1 2 第5章 災害時の応急対策活動 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 第3 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い 衛生・災害廃棄物対策班、総務部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会 1（略） 2 遺体の取扱い方法 (1) 実施機関 市は、災害時における遺体の収容、埋火葬を関係機関の協力を得て行います（災害救助法が適用され県の委任を受けた場合も同様）。	P 1 1 2 第5章 災害時の応急対策活動 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動 第3 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い 火災防御・救出救助対策班、衛生・災害廃棄物対策班、総務部、環境部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会 1（略） 2 遺体の取扱い方法 (1) 実施機関 災害時における遺体の収容、埋火葬は（災害救助法が適用され県の委任を受けた場合には）関係機関の協力を得て市が行います。
P 1 1 6	P 1 1 6

新	旧
第5章 災害時の応急対策活動 第10節 教育・保育対策 第3 避難所の開設 <u>避難所対策班、施設管理者</u> (略) 1 避難所に指定されている公立小・中学校は、自主防災組織や配備職員と連携して避難所の開設に協力します。なお、第一に児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者の受け入れ等を行います。 2 保育園、幼稚園、私立小・中学校、高等学校等において、地域住民等が避難してきた場合には、第一に園児、児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者を安全な場所または避難所へ誘導します。 また、災害等の状況により、避難者の受け入れる時は、市や近隣の避難所と連携し、必要な措置を講じます。	第5章 災害時の応急対策活動 第10節 教育・保育対策 第3 避難所の開設 <u>避難所対策班、施設管理者</u> (略) 1 避難所に指定されている公立小・中学校は、自主防災組織や配備職員と連携して避難所の開設に協力します。なお、第一に児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者の受け入れ等を行い、<u>安全確保を図ります</u>。 2 保育園、幼稚園、私立小・中学校、高等学校等において、地域住民等が避難してきた場合には、第一に園児、児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者を安全な場所または避難所へ誘導します。 また、災害等の状況により、避難者の受け入れを<u>図る</u>時は、市や近隣の避難所と連携し、必要な措置を講じます。
P119 第5章 災害時の応急対策活動 第11節 緊急輸送路のための交通の確保、緊急輸送活動 第3 道路の応急復旧等<u>応急復旧対策班、建設部、消防部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察署、自衛隊</u> 1 国の措置 <u>国は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努めるとともに応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。</u> <u>また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請または指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。</u> 2 県の措置 <u>県は、災害協定業者等の協力のもと、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。</u> <u>また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行います。</u> <u>さらに、県管理道路においても応援を必要とする時は、関係機関に応援要請を行います。</u>	P119 第5章 災害時の応急対策活動 第11節 緊急輸送路のための交通の確保、緊急輸送活動 第3 道路の応急復旧等<u>応急復旧対策班、建設部、消防部、茅ヶ崎警察署、自衛隊</u> (新設) (新設)

新	旧
<u>3 市の措置</u> 市は、速やかに応急復旧作業体制を確立し、応急対策活動や緊急輸送に必要な道路等の機能確保等、優先順位を定め迅速な復旧作業を実施します。 <u>また、茅ヶ崎建設業協会等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。</u> <u>4 障害物の除去</u> 道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項に基づき、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、区間を指定して当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動すること、その他必要な措置をとることを、書面の提示または口頭で命じることとします。 <u><具体的な命令の内容></u> ・道路の左側や歩道への移動 ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動） ・沿道の空地、駐車場への移動 ・車両から落下した積載物の車両への再積載 (削除) (略) 第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部 1 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 交付手続き 災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が確認証明書を県警交通規制課、各警察署、交通部三隊、交通検問所、県災害対策課、各地域県政総合センターのうち、いずれか1箇所提出し、確認標章の交付を受け、各該当車両に<u>掲</u>示するものとします。 市は、災害発生後、確認対象車両以外の新たに災害対策に必要となった車	<u>1 市の措置</u> 市は、速やかに応急復旧作業体制を確立し、応急対策活動や緊急輸送に必要な道路等の機能確保等、優先順位を定め迅速な復旧作業を実施します。 <u>2 道路管理者の措置</u> 市及びその他の道路管理者は、茅ヶ崎建設業協会等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。 <u>3 その他連携措置</u> 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。 (略) 第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部 1 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 交付手続き 災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が確認証明書を県警交通規制課、各警察署、交通部三隊、交通検問所、県災害対策課、各地域県政総合センターのうち、いずれか1箇所提出し、確認標章の交付を受け、各該当車両に<u>添付</u>するものとします。 市は、災害発生後、確認対象車両以外の新たに災害対策に必要となった車

新	旧
両については、県公安委員会に交付申請を行います。	両については、県公安委員会に交付申請を行います。
P 1 2 2 第5章 災害時の応急対策活動 第1 2節 ライフライン等の応急復旧活動 第2 下水道施設 <u>下水道河川部</u> 1 公衆衛生の保全 災害時における公衆衛生の保全を図るため、相模川流域下水道左岸処理場と連絡調整を行い、避難所、病院等の防災拠点から発生する汚水の排水を可能にする管路施設の保全を早急に行います。 2 浸水被害の防除 災害時における浸水被害の軽減を図るため、避難所、病院等の防災拠点における雨水の排水が可能となるように、ポンプ場等施設及び管路状況を確認し、適切に対応します。	P 1 2 2 第5章 災害時の応急対策活動 第1 2節 ライフライン等の応急復旧活動 第2 下水道施設 <u>下水道河川部</u> 1 公衆衛生の保全 災害時における公衆衛生の保全を図るため、相模川流域下水道左岸処理場と連絡調整を行い、避難所、<u>学校</u>、病院等の防災拠点から発生する汚水の排水を可能にする管路施設の保全を早急に行います。 2 浸水被害の防除 災害時における浸水被害の軽減を図るため、避難所、<u>学校</u>、病院等の防災拠点における雨水の排水が可能となるように、ポンプ場等施設及び管路状況を確認し、適切に対応します。
P 1 2 3 第5章 災害時の応急対策活動 第1 2節 ライフライン等の応急復旧活動 第4 都市ガス施設 <u>東京ガス(株)神奈川西支店</u> (略) 第6 電話(電信)施設 <u>東日本電信電話(株)神奈川事業部</u> 1 応急措置 (略) (1) (略) (2) 緊急通話の確保 <u>防災関係機関等の通信を優先的に確保します。(災害時優先電話)</u> (3)～(5) (略)	P 1 2 3 第5章 災害時の応急対策活動 第1 2節 ライフライン等の応急復旧活動 第4 都市ガス施設 <u>東京ガス(株)</u> (略) 第6 電話(電信)施設 <u>東日本電信電話(株)神奈川支店</u> 1 応急措置 (略) (1) (略) (2) 非常通話、緊急通話の優先確保 <u>防災機関等の災害に関する通信については、非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報として他の通信に優先して確保します。</u> (3)～(5) (略)
P 1 3 1 第5章 災害時の応急対策活動 第1 4節 広域応援・受援活動 第6 消防広域応援の要請及び受け入れ <u>総括情報班、消防部</u> (略)	P 1 3 1 第5章 災害時の応急対策活動 第1 4節 広域応援・受援活動 第6 消防広域応援の要請及び受け入れ <u>広域連携班、火災防御・救出救助対策班</u> (略)

新	旧
第7 DMA Tの要請及び受け入れ <u>保健医療対策班</u> (略) 第8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、情報連絡員（リエゾン）の要請及び受け入れ <u>総括・情報班、京浜河川事務所、横浜国道事務所</u> 市は、災害による重大な被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、国（関東地方整備局）に情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請します。 国は、市からの要請を受け情報連絡員を市に派遣し、情報交換を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）※を派遣します。なお、国は、市の被害状況等を勘案し、必要と認める場合は、要請を待たずに情報連絡員の派遣や必要な支援を行います。 市は、国の情報連絡員や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が派遣される場合は、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。 ※大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する専門的・技術的な支援を行うための派遣 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の災害規模に応じた支援の仕組み (出典：国土交通省資料より抜粋)	第7 DMA Tの要請及び受け入れ <u>広域連携班、医療救護対策班</u> (略) (新設)

新	旧
P 1 3 2 第5章 第15節 ボランティア活動 第1 災害ボランティアセンターの開設 <u>広域連携班、監査部、市社会福祉協議会</u> 大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受け入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア（一般ボランティア及び専門ボランティア）の<u>受け入れ</u>を行います。	P 1 3 2 第5章 第15節 ボランティア活動 1 災害ボランティアセンターの開設 <u>広域連携班、監査部、市社会福祉協議会</u> 大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受け入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア（一般ボランティア及び専門ボランティア）の<u>受援体制の整備</u>を行います。
P 1 3 4 第5章 災害時の応急対策活動 第16節 災害廃棄物の除去及び処理 第2 災害廃棄物の処理 <u>衛生廃棄物対策班、環境部</u> 災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルに基づき行います。 なお、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。	P 1 3 4 第5章 災害時の応急対策活動 第16節 災害廃棄物等の除去及び処理 第2 災害廃棄物の処理 <u>衛生廃棄物対策班、環境部</u> 災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルに基づき行います。 なお、災害廃棄物等の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。
P 1 3 6 第5章 災害時の応急対策活動 第17節 災害救助法関係 第1 災害救助法の適用 <u>総括・情報班</u>	P 1 3 6 第5章 災害時の応急対策活動 第17節 災害救助法関係 第1 災害救助法の適用 <u>総括・情報班、保健福祉部</u>
P 1 4 3 第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 第4 生活再建支援策 (略) 1 復興に係わる応急対策 (1) 災害廃棄物の処理 <u>環境部</u> 市は、災害廃棄物の処理を行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・処分を図ります。 (2) 応急仮設住宅等の供給 <u>福祉部、都市部、建設部</u> 2 一般の生活再建支援策 (1) (略)	P 1 4 3 第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 第4 生活再建支援策 (略) 1 復興に係わる応急対策 (1) 災害廃棄物等の処理 <u>環境部</u> 市は、災害廃棄物等の処理を行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・処分を図ります。 (2) 応急仮設住宅等の供給 <u>保健福祉部、都市部、建設部</u> 2 一般の生活再建支援策 (1) (略)

新	旧
(2) 被災者の経済的再建支援 <u>財務部、福祉部、会計部、市社会福祉協議会</u> (略) (3) 精神的支援 <u>文化生涯学習部、福祉部、保健所部</u> (略) (4) 要配慮者を対象とした支援 <u>文化生涯学習部、福祉部、保健所部</u> ア (略) イ 外国人被災者への支援の実施 (7) 市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、<u>多言語</u>で発信します。	(2) 被災者の経済的再建支援 <u>財務部、保健福祉部、会計部、市社会福祉協議会</u> (略) (3) 精神的支援 <u>文化生涯学習部、保健福祉部</u> (略) (4) 要配慮者を対象とした支援 <u>文化生涯学習部、保健福祉部</u> ア (略) イ 外国人被災者への支援の実施 (7) 市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった生活情報を発信します。
P 1 4 3 第6章 復旧・復興対策 第3節 復興対策 第4 2 応急復旧後の本格復旧・復興 (1)～(5) (略) (6) 災害廃棄物 市は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物の処理を実施するため、災害廃棄物の処理体制を確立します。 実施計画を作成する際には、腐敗・悪臭の防止、公衆衛生確保の観点から、被災地の状況を踏まえた災害廃棄物の迅速かつ適正な処理、災害廃棄物の再利用、アスベスト等の適正処理等を考慮します。 また、家屋等の倒壊は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、市は県及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施します。	P 1 4 3 第6章 復旧・復興対策 第3節 復興対策 第4 2 応急復旧後の本格復旧・復興 (1)～(5) (略) (6) 災害廃棄物等 市は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、災害廃棄物等の処理体制を確立します。 実施計画を作成する際には、腐敗・悪臭の防止、公衆衛生確保の観点から、被災地の状況を踏まえた災害廃棄物の迅速かつ適正な処理、災害廃棄物の再利用、アスベスト等の適正処理等を考慮します。 また、家屋等の倒壊は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、市は県及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施します。